
◎開議の宣告

○議長(細川勝弥君) おはようございます。

17番、城地君から一身上の都合により、本日の定例会に遅れるとの申し出がありましたので報告いたします。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(細川勝弥君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番、阿部君、16番、築紫君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(細川勝弥君) 日程第2、一般質問を行います。

なお、13番、福嶋君の質問に関連して、説明資料が提出されておりますのでご確認ください。

また、12番、池田君の質問に対して理事者から資料提出の申し出があり、それを許可し、配付しておりますので、ご了解ください。

質問通告順序により発言を許します。登壇の上、一括質問願います。

12番、池田君。

[12番 池田一也君登壇]

○12番(池田一也君) おはようございます。それでは通告に従い2点の質問をさせていただきます。初めに教育行政についてお聞きをいたします。1点目の学校の再編についてですが、私は昨年12月議会での一般質問において、同様の質問をさせていただきました。その中で、国では平成27年1月に、公立小中学校の適正規模、適正配置に関する手引を策定し、我が町もその手引きを用いた再編整備計画を、諮問機関である学校再編整備検討委員会で協議検討し、策定しようとしていることに対し、その進捗状況についてお聞きいたしておりました。その答弁で委員会での協議検討が予定より遅れているが、3月中には中間報告をしたいとありました。そこでまず、この学校再編整備検討委員会の中間報告があったかどうかをお聞きし、諮問機関ではありませんけれども、その内容もお答えいただきたいと思います。

次に、今後のスケジュールについてお聞きをいたします。この学校再編整備検討委員会での協議検討後に、パブリックコメントするという答弁がありました。そこで、スケジュールに変更はないのか。そのパブリックコメントは、いつ頃、どのような形で予定をしているのかをお聞きいたします。さらには関係団体との協議についてもお聞きし、特に教育委員会としてのパブリックコメントも必要ではないのかと提言させていただいておりますので、その考えを改めてお聞きをいたします。併せて、以前のスケジュールには、平成30年、31年に施設調査、設計をし、平成32年には施設整備を行うとありましたが、遅れている進捗状況をかんがみると、変更が生じ

ると思われまので、改めてそのスケジュールをお聞きいたします。

次に、学力の向上についてお聞きをいたします。平成 29 年度に実施された学力学習状況調査の結果については既に公表され、また、前回の定例議会など一般質問で、同僚議員からの質問にもお答えされておりますので、この結果の数値だとかの答弁は求めませんが、この結果を受けての教育委員会としての取り組み状況をお聞きいたします。私が特にお聞きをしたいのは、授業と生活習慣の改善に向けた取り組みについてであります。より具体的にその取り組み状況についてお答えをいただきたいと思ひます。

次に、今年度の結果に対する学校や家庭、地域などの関係者からはどのような評価や意見が寄せられ、どのようにお答えをされていらっしゃるのかをお聞きいたします。私は学力の向上には、この全国学力学習状況調査を活用した、検証改善サイクルの確立が重要だと考えておりますので、教育委員会のお考えと具体的な取り組み状況についてお聞きいたしますので、答弁をよろしくお願ひいたします。

次に 2 点目の大雪による農業災害支援についてお聞きをいたします。2 月 5 日から 6 日にかけて、近年まれにみる大雪があり、特に農業用ビニールハウスが倒壊し、多大な被害がありました。この影響は、農家や農協のみならず、町行政に対しても大きな打撃となる大変一大事だと考えております。町としては一人の離農者も出さないとの言葉を胸に、1 日も早く産地としての復旧をしようとしております。そこで、被害状況についてまずお聞きをいたします。初めにビニールハウスの作物別、地域別、生産者別の被災状況についてお聞きをいたします。

1 点目には、ミニトマト、花き、アスパラなど作物別での倒壊数、倒壊率、被害額。2 点目には沢別、地区とありますが、沢別、できれば沢別のような形での倒壊数、倒壊率と被害額。3 点目として生産者別。特に、新規就農者の倒壊数、倒壊率、被害額。これら 3 点について概算で結構ですので、お答えをいただきたいと思ひております。

次にその被害対応についてお聞きをいたします。災害発生時、町はその速やかな対応が求められ、その違いにより、その後の普及にも大きな違いが生じます。それは正に、町の危機管理能力が問われる状況だと考えております。そこで、町の初期対応について、いつ発災第一報があり、どのような経緯で対策本部が立ち上がったのか、時系列でお答えをいただきたいと思ひます。今、資料を配付していただいておりますので、それをもとに説明をしていただければと大変助かります。また、対策本部立ち上げの後の町の関わりと、情報の収集や提供についてお聞きいたします。さらには、復旧支援については具体的に行った復旧活動と、その経緯についても併せてお聞きします。

最後に、今後の支援策についてお聞きいたします。私は、町がすべき支援活動には、大きく二つに分けられると考えております。それは一つ目には町に求められる支援、二つ目は町が求めていく支援のこの 2 つです。そこで、一つ目の町に求められている支援として、町や農業関係団体はどのような支援事項が要請をされているのか、その内容をお聞きし、その支援要請に対して町の対応をお聞きいたします。二つ目の町が求めていく支援の中で、町が国・道に対して要請した具体的な内容、そして国・道からの返答と今後の見通しについてもお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長(細川勝弥君) 片山管理課長。

[管理課長 片山孝彦君登壇]

○管理課長(片山孝彦君) おはようございます。池田議員からご質問の大きな一つ目。教育行政についてご答弁申し上げます。1点目の学校の再編についてでございますが、昨年12月議会定例会におきまして、池田議員から関連するご質問をいただき、ご答弁申し上げたところでございますが、その後の進捗状況についてお答えをいたします。

初めに(1)の、再編整備計画策定の進捗状況についてでございますが、当町では、昨今の学校を取り巻く環境が大きく変化していることや、少子化による児童生徒数の減少と学校施設の老朽化が進んでいる状況を踏まえて、当町の地域性を踏まえた学校の適正規模、適正配置及び施設整備のあり方を検討するため、平成29年3月に新ひだか町立小中学校再編整備推進方針を策定したところであります。この推進方針に基づき、新ひだか町の地域性を踏まえた町立学校の適正規模、適正配置及び施設整備のあり方を検討するため、平成29年6月に、6名の委員で構成する、新ひだか町立学校再編整備検討委員会を設置し諮問を行い、各委員の所属団体におきまして、諮問事項について慎重にご検討をいただき、さまざまなご意見が出されたところでございます。そこで現在の進捗状況でございますが、平成30年1月23日に2回目の検討委員会が開催され、以降、2月1日に第3回検討委員会を、2月26日には第4回検討委員会が開催され、各委員の所属団体からいただいたご意見をまとめまして、中間報告書という形で、3月下旬の教育委員会に提出していただく予定でございます。

次に、(2)の今後のスケジュールについてでございますが、検討委員会から中間報告書が提出された後において、その内容を教育委員会において、協議、検討を行った上で、その内容をもとに町民の皆様からご意見を募集する、いわゆるパブリックコメントを4月から5月をめどに実施する予定でございます。また、将来的に小中学校に入学される方のご意見も伺いたいという観点から、各幼稚園、保育所、ベビーホームの関係機関からも意見聴取が必要であると認識しておりますので、パブリックコメントと同じ時期に、ご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。なお、パブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえまして、再度、検討委員会におきまして、ご検討を重ねていただき、最終的に答申をいただくこととしております。その後、教育委員会におきまして、答申内容に基づき協議を行いまして、再編整備計画案を策定後、再度パブリックコメントの実施や必要に応じて該当地区住民からの意見聴取などを行い、それらの意見の内容について、教育委員会において協議し、平成30年9月ころを目標に再編整備計画を策定してまいりたいと考えております。なお、施設調査や設計、施設整備につきましては、平成31年度以降となる予定でございますが、計画や学校再編等の内容につきましては、現時点においては具体的な内容について申し上げられる段階に至っておりませんが、財政面での検討も伴うことから、町長部局とも十分に協議を行い、年次計画を作成の上、計画的に再編整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。現在、学校を取り巻く情勢は、さまざまな課題があると認識しておりますが、今後の児童生徒数の推移や地域のご意見等を的確に把握し、将来を見据えた再編整備を進め、よりよい教育環境の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、ご質問の大きな二つ目。学力向上についての1点目、授業と生活習慣の改善に向けた取り組みについてご答弁申し上げます。初めに、新ひだか町の小中学校における授業改善についてお答えいたします。新ひだか町では、3年前より授業改善として、一つ目に、学習規律の徹底。二つ目に、整理整とんを初めとした学習環境の改善。三つ目に、授業の学習課題の明示。四つ目にまとめ及び学習の振りかえりの場の設定。などを共通事項に取り組みを進めてまいりま

した。また、教育委員会としましては、授業改善を図るため、ICT機器及びインターネット通信の環境整備を2年間にわたって進め、全ての小中学校の通常学級に配置を完了したところであり、実際の授業改善の進捗状況ではありますが、各学校への訪問時の授業参観を通して把握してきた中では、一つ目の学習規律の徹底、二つ目の整理整頓を初めとした学習環境の改善、三つ目の授業の学習課題の明示、四つ目のまとめ及び学習の振りかえの場の設定など、取り組みは概ね定着してきており、評価できる段階に達していると捉えております。しかし、依然として、教師が子どもと言葉のキャッチボールである一問一答を繰り返す、黒板とチョーク、教科書とノートだけで進められていく授業が多く、ICT機器の活用にも、教師や学校によって差が見られるところでもあります。教師は、1時間の事業の目標を達成するために、いかにして子どもの知的な好奇心を刺激しつつ、楽しく学べるかを考えて教材教具を準備し、授業に臨まなければなりません。特に、新学習指導要領で強調されている、主体的、対話的で深い学びとなるような設計図を学習指導案として持って授業に臨まなければならないと考えています。このような中、静内第三中学校では、学びの共同体という理念に基づいた授業改善の取り組みを進めており、講師としてお出でいただいている、北海道大学の守屋教授からも、主体的、対話的で深い学びのある事業として高い評価をいただいております。この成果を、本校において確かなものとするとともに、町内の各学校に広く波及させ、授業改善をより一層進めていきたいと考えております。一方、生活改善につきましては、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙において、朝食の摂取率の低さやテレビ視聴、インターネット、スマホなどメディアに触れる時間の長さ、家庭学習時間の短さなどが依然として課題となっております。このため、各学校での子どもたちの指導はもとより、学校だけでなく、PTAなどの研修会などを通して、保護者の皆様への啓発に取り組んでおりますし、教育委員会といたしましては、町広報での呼びかけや新ひだか町家庭学習強化週間の設定、放課後学習サポートの実施、公設学習塾の開設などに取り組んでまいりました。新年度はこれらに加えて、家庭学習のすすめと題したパンフレットを作成し、全ての家庭に配布することとしております。内容としましては、全国学力学習状況調査結果に見られる、本町の子どもたちの課題、学年ごとの家庭学習の目安時間、子どもたちへの呼びかけ、保護者への呼びかけ、各学校が発行する家庭学習の手引の活用促進などを考えております。生活改善は、学力向上のみならず、体力、運動能力の向上。さらには、豊かな心の育成にも大きくかかわることでもありますので、今後とも、改善に向けた取り組みに力を注いでまいりたいと考えております。

次に、学力の向上についてのご質問の2点目。今年度の全国学力学習状況調査結果に対する、関係者の評価等についてではありますが、教育委員会として、特に調査は行っておりませんので、諸会議や学校訪問での、校長や教頭及び教職員の声、各学校の学校評議員会議の記録やまちづくり懇談会での地域住民の方の発言などからお答えいたします。まず、学校の教職員からですが、平均正答率において全国・全道平均にとどかなかった学校においては、そのことを反省しつつも、前年度との比較において、大きくポイントが上がったことを踏まえ、これまで取り組んできた学力向上策に手ごたえを感じているとの声が聞かれております。反面、学力向上のために力を注いできたが、なかなか思うようなところまで上げきれていないことにも、もどかしさを感じるとの声もありました。一方、保護者や地域住民の皆様についてではありますが、教育委員会として、全国学力学習状況調査の結果を町広報で概要をお知らせしておりますし、各学校においても学校だよりを通して、結果の概要を保護者に知らせており、さらにはPTAの会議や学校評議員会議に

においても、資料に基づいて説明が行われておりますことから、保護者はもとより、地域住民の方の子どもたちの学力への関心が高まってきており、さまざまな声をいただいております。保護者や地域住民からは、依然として全国・全道平均を下回っていることを心配する声とともに、前年度との比較においては、向上していることに理解を示し、学校も教育委員会も努力していることがうかがわれ、よいことだ。との声もいただいております。学校評議員の方からは、少しずつ成果が表れているように感じる。今後も学校として、一丸となって取り組んでほしい。教師の指導力が重要だと思う。教師の指導力の向上を図り、どの教師も同じように指導できるようになってほしい。家庭への啓発や家庭との連携を図りながら取り組みを進めてほしい。などの意見が寄せられております。教育委員会といたしましては、こうした声や意見を真摯に受けとめ、学校の学力向上策への支援や家庭学習習慣の確立を中心とした、生活習慣の改善に向けたさまざまな取り組みを継続して展開してまいりたいと考えています。

続いて、学力の向上についてのご質問の3点目。検証改善サイクルの確立についてであります。新ひだか町では、全ての小中学校において、校長が学力向上推進教師1名を任命し、各学校における学力向上策の策定及び実施、評価について担当させ、学力向上の核として力を発揮してもらっております。各学校では、この学力向上推進教師が中心となり、全国学力学習状況調査結果の分析やそれに基づく学力向上策を策定しておりますし、加えて、標準学力検査、CRTの結果分析も行い、全校ぐるみでの学力向上策の策定や取り組み、評価、分析を行っております。また、各学校から、学力向上推進教師と校長か教頭のどちらか1名の計2名の参加を得て、町教育委員会主催の学力向上推進会議を年3回開催し、各学校の学力向上策の発表、交流及び意見交換を通して、相互に検証し合う場も設けております。こうした取り組みを通して、各学校及び新ひだか町における、学力向上に関する検証改善サイクルの確立に努めておりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上ご答弁といたします。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

[農政課長 秋山照幸君登壇]

○農政課長(秋山照幸君) おはようございます。池田議員からのご質問の大雪による農業災害支援についてご答弁申し上げます。まず、1点目のビニールハウスの作物別、地域別、生産者別の被害、被災状況についての1点目。ミニトマト、花き、アスパラ等の作物別の倒壊数、倒壊率、被害額についてであります。先の行政報告におきまして、2月21日現在の状況を報告させていただいたところでございますが、その後、若干の変動等がございましたので、3月1日現在の状況でご答弁させていただきます。農協からの情報によりますと、ミニトマトにつきましては、作付ハウスの総数770棟のうち、倒壊数は147棟となっており、倒壊率は19.1パーセント、被害額につきましては、約4億4,000万円となっております。花きにつきましては、作付ハウスの総数476棟のうち、倒壊数は98棟となっており、倒壊率は20.6パーセント、被害額につきましては約1億1,900万円となっております。アスパラ、ホウレンソウ等の野菜全般につきましては、作付ハウスの総数375棟のうち、倒壊数は153棟となっておりまして、倒壊率は40.8パーセント、被害額につきましては、約3億1,200万円となっております。

次に、ご質問の2点目の地域別での倒壊数、倒壊率、被害額についてであります。これも農協からの情報によりますと、静内東別地区につきましては、作付ハウスの総数288棟のうち、倒

壊数は116棟となっており、倒壊率は40.3パーセント、被害額につきましては約3億1,400万円となっており、川合地区につきましては、作付ハウスの総数50棟のうち、倒壊数は37棟となっており、倒壊率は74.0パーセント、被害額につきましては約1億1,000万円となっており、豊畑地区につきましては、作付ハウスの総数158棟のうち、倒壊数は33棟となっており、倒壊率は20.9パーセント、被害額につきましては、約9,900万円となっており、本沢地区につきましては、作付ハウスの総数493棟のうち、倒壊数は56棟となっており、倒壊率は11.4パーセント、被害額につきましては約1億6,600万円となっており、次に三石西端地区についてでございますが、作付ハウスの総数72棟のうち、倒壊数は19棟となっており、倒壊率は26.4パーセント、被害額につきましては、約1,600万円となっており、延出地区につきましては、作付ハウスの総数163棟のうち、倒壊数は82棟となっており、倒壊率は50.3パーセント、被害額につきましては1億500万円となっており、梟舞・本桐・美野和地区につきましては、作付ハウスの総数181棟のうち、倒壊数は14棟となっており、倒壊率は7.7パーセント、被害額につきましては、約2,200万円となっており、歌笛・稲見・川上地区につきましては、作付ハウスの総数129棟のうち、倒壊数は41棟となっており、倒壊率は31.8パーセント、被害額につきましては、3,900万円となっており、

次にご質問の3点目の生産者、特に新規就農者の倒壊数、倒壊率、被害額についてでございます。三石地区での被害はございませんでしたので、静内地区のみの被害状況となりますが、作付ハウスの総数125棟のうち、倒壊数は32棟となっており、倒壊率は25.6パーセント、被害額につきましては約9,600万円となっており、

次にご質問の2点目、初期対応についてご答弁申し上げます。まず、第1点目のご質問の発災第一報から、対策本部立ち上げまでの経緯についてであります。既に各議員の皆様には、このたびの大雪被害における町の対応状況等について、時系列で整理した資料をお配りさせていただいているところでございます。被害状況等に関しましては、先の行政報告や1点目のご答弁のとおりでございます。主にビニールハウスの倒壊などの被害が発生したことが、5日、午後に判明いたしました。6日、朝から、町農政課、農協職員による被害調査を開始してございます。町長におかれましては、本日お配りさせていただいた参考資料にも記載されているとおりでございます。6日、早朝より、被害状況等について、地元農業者らからの情報収集等を行い、公務の間をぬって北海道庁に出向き、農政部長に直接被害状況を報告するとともに、早期復旧に向けた支援の要請を行い、また、その日の夕刻には、被災現場の状況確認に入っております。町といたしましては、今ほど申し上げましたとおり、災害発生後、被害調査等を通じ、現地の被災状況等の把握に努めるとともに、支援要請等を行いながら、早期復旧に向け、農業関係機関・団体と連携協力を図りながら、対策と対応を進めるため、8日午前9時をもって、対策本部を設置したところでございます。繰り返しになるかもしれませんが、災害発生から本部設置までの間、町長そして、担当部署等におきましては、被害状況の確認や、それらについての、北海道や日高振興局へ向けての報告並びに支援要請等を行い、また、自衛隊の派遣要請の打診のほか、より有効な事業活用の道や支援策がないものか等々、1日でも早い復旧に向けた検討や調整等を行ってきたところでございます。災害対策本部の設置時期など、町の災害対応に関する一部報道等があったことにつきましては、承知をしているところでありますが、町といたしましては、1日でも早い復旧に結びつけるべく、人的支援のほか、現場や生産者などからの要望等を受け、ビニールハウ

ス等の撤去等にかかる支援について、いち早く決断し、今回の議会において補正予算として計上させていただいたところでございまして、このことは、被災されました生産者の皆さんの経営の復旧、復興に向けた第一歩を進めるために資するものではないかと認識しているところでございます。このたびの大雪で被災された生産者の皆様が、1日でも早く復旧され、復興に向かって進むことができるよう、より具体的な対策をできるだけ早く打ち出していくべく、今後におきましても、国や道、また、関係団体等との連携や協力を図りながら進めていくことはもちろんのことでございますが、国会議員や北海道議会議員ほか、必要な関係先等にも要望、要請を行っていきながら、本格的な災害復旧に向け今後とも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次にご質問の2点目の対策本部での町のかかわりと、情報の収集や提供についてであります。対策本部の事務局は、町農政課に置きまして、情報収集のほか、視察の受け入れや、支援の動員等について調整するなどの対応をしてきたところでございます。また、2月8日の、対策本部設置後の翌日、9日の午前9時に、農業関係機関、団体の各担当者を招集し、対策本部幹事会を開催しております。幹事会では、生産者からの要望事項、緊急を要する対策、今後、必要な対策等について協議をさせていただきまして、その結果をもとに、2月14日の午前9時から、対策本部会議でそれについて決定をしたところでございます。そこで2点目の、具体的に行った復旧活動と、その経緯についてでございますけれども、この会議において緊急を要する対策として、ハウスの除雪、解体、撤去までを早急に実施することが必要であることを共通の認識とし、本部会議において決定があった以降におきましては、さらに動員人数を増やし、除雪や解体等の支援を実施してきたところでありまして、地元農協や関係機関・団体のほか、道振興局や自衛隊ボランティアなど、延べ人数として、3月3日までに、900人を超える支援をいただいたところであります。これにより、除雪、解体作業につきましては、相当程度進んでいますが、撤去作業を含め、いまだ完了していない現場もあることから、町社会福祉協議会にも、ボランティアの募集を依頼させていただいたところでございまして、3月17日から19日までと3月24日、25日の計5日間の予定で、これらの作業を中心とした支援をしていただくこととして準備を進めてございます。

次にご質問の3点目、町農業関係団体の支援策についてご答弁申し上げます。まず、1点目のご質問の求められている支援内容についてでございますけれども、農業者が求めている支援内容について取りまとめた要望書が、両農協を通じ2月9日付で町へ提出されてございます。主な要望内容についてですが、緊急を要する対策として、先ほどご説明させていただいたとおり、まずは除雪、ハウスの解体、撤去作業に対する人的な支援及び、解体、撤去費用に対する助成、さらに今後必要な対策として、ハウス等の復旧に係る費用に対する助成及びその内容について、早期に示すこと。これらに関する国・道に対しての解体、撤去費用をも含めた要望書を提出することなどについてのご要望がございました。そこで2点目の、その支援要請への町の対応についてと、その次にご質問がありました国・道へ町が要請した具体的な支援内容についてでございますが、先ほどご説明した、復旧活動としての除雪、解体、撤去作業に対する人的な支援を実施するとともに、解体、撤去費用について、今後の、今回の議会におきまして、補正予算として計上させていただいているところでございます。ハウス等の復旧費用に関しましては、2月7日及び2月14日に日高振興局へ訪問し、被害の状況を説明するとともに、復旧に向けた支援対策について要請したところでもございます。また、先の行政報告で説明させていただいたとおり、本年2月

16日付で、新冠町長との連名で、北海道知事、北海道議会、日高管内選出北海道議員、国会議員対し、被害を受けた園芸施設等の撤去及び設置に係る復旧支援対策に関する支援について要望をしたところでございます。

次にご質問の国・道からの返答と今後の見込みについてであります。国段階では、過去の災害対策を例に、被災農業者向けの支援事業の創設等について検討中との情報がございまして、北海道としましても、日高振興局を通じて、道内選出国會議員や国に対し、被災施設の撤去、修繕費及び再建に係る支援要請をさせていただいておりますことから、今後、具体的な支援策について明らかになっていくものと考えております。当町といたしましては、今後、国や北海道の支援策等について、早急に決定していただくよう、今後とも関係機関等へ要望等してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上答弁とします。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君

○12番(池田一也君) それでは答弁をいただき、壇上での答弁をいただきましたので、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。それではまず、教育行政についてですけれども、スケジュールについてなんですけれども、答弁では、中間報告はまだ出ていないけれども、今月中旬には出るであろうということでした。それをもとに4月、5月に、この検討委員会がパブリックコメントをやって関係団体の意見聴取もしたい。その後の最終答申があらうかと思っております。その最終答申があつて今度は教育委員会として、再編計画、再編整備計画案を作る。さらに、今度は町教委としてパブリックコメントだとか、地域住民の意見聴取。最終的な決定は、それらを経て、最終的な決定は今年の9月にしたいと思つているという話なんです。私がちょっと心配するのは、町教委が行うパブリックコメントや地域住民の意見聴取、ここら辺の時間がね、こう、今から中間報告あつて、最終答申やつて町の再編案が出て、町教委の案が出て、でやつていく中で、9月までに決定を見ようと思えば、僕はなかなか日程的に無理が出てくるんじゃないのかなと。その無理を挽回するために、ひよつとすると、その町教委のパブリックコメントや地域住民の意見聴取がね、かなりきつい日程になりやせんかなと。僕は十分なここは大事に聴取なりパブリックコメントの時間は十分取るべきだということで、9月とおっしゃいましたけど、あまりそこにはこだわらずですね、やはり僕は、十分な意見聴取をする、この時間的なものは確保していただきたい。確保すべきだと思っております。その繰り返しになりますが、9月決定を余りに思うあまりに、そこら辺が、後に、余り時間がなかったとか、急ぎすぎだというふうな言われかたをされないように、十分配慮していただきたいなと思っております。教育委員会に対しては1点しか質問はありません。今回、教育長は再任をされました。平成27年6月議会、これ、教育長が新たに新任をされたときであります。そのときに私、一般質問させていただきました。学力について質問をさせていただきました。その中で、やはり目標というものは待たなきゃならないということ質問させていただきましたら、教育長がですね、教育委員会としてはおよそ3年をめどに全道平均レベルに上げてまいりたいと。こういう趣旨の、お話をされました。私は教育委員会のこういう目標、具体的な目標設定というのは初めて聞きました。でね、それから約3年経つわけです。厳密に言うと今年の6月議会です。3年と言われると。ただ、せっかく今議会で教育長は再任をされた。そして3月議会、普通でしたら教育行政執行方針だとかが例年でしたらあるんですけども、今回はそういうものが出ていない。出てないことをどうこう言うつもりは

ありません。出ていないという現状があります。ですから、教育長には、この3年後のめどにというところが達成できそうなのかとですとか、今後、どのようにこの学力向上に、新たな目標設置をするのであればそのようなお話も気をお聞かせ願えればと思いますし、教育長の思いをお聞きしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(細川勝弥君) 高野教育長

○教育長(高野卓也君) 学力向上にかかわっての思いをということでございます。この4月に、私が教育長に就任して3年が、まる3年が経過しての学力調査があります。ここでどのような結果が出るかということかと思えます。これまで、その3年後に全道平均を達成するという目標を持って鋭意取り組んでまいりました。学校においても、大変な努力をして、そして学校別に見ると、大幅にその平均値を上げた、成果を上げた学校がございます。そういった部分を見て、私なりに、これまで取り組んできたことが一つの成果となって表れてきているという手ごたえを感じてございます。したがって、今後も、あの、この4月に目標値が達成できれば大変良いわけでありませぬけれども、なかなか現状としては難しいかなというふうにも考えています。継続して、全道平均に全ての学校が届くように、町内の平均値が、全道・全国に届くように、鋭意努力してまいりたいと考えています。今回、教育行政執行方針を出してはおりませぬけれども、もう既に、学校教育の推進の重点というものを、構想図としてまとめて、教育委員会にお諮りし承認をいただいて、全ての学校対して、平成30年度は、この学校教育推進の重点で、全校が取り組んでいこうというものを示してございます。ここにその実物があるんですけど、こういう構想図をお示しして、これは各学校で、校長先生から全ての先生方にも示していただいております。教育委員会だけが頑張っても結果は付いてきませんので、9つの学校全てが、教育委員会のお示しした方針を理解していただいて、学校長の経営方針のもと、この子どもたちの学力向上のために、鋭意努力してもらうことを願っているところであります。この後また、新年度を迎えるに当たって、改めて人事異動もありますので、各学校長に対して、平成30年度の重点的な取り組みについて、特に学力の部分についてお話をしてまいりたいと考えてございます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 新たな試みも既に始まっているというところで、またその資料は私ももちろん目を通したことはありませんし、多分、所管の委員会とかにも説明は、多分していないんじゃないかなとも思うもんですから、今後の推移は見させていただきますし、努力されているという部分はすごく認めます、それはね。少しずつかもしれないませぬけど学力も上がってきている。ただ、目標には達しないかもしれないと。今年の、30年度の学力テストではというところでしたけれども、今の教育長の答弁です、教育委員会だけで、だけが頑張ってもだめなんだと。僕ね、その後ね、教育長は学校がおっしゃいましたけれども、僕は、町行政もって言ってくれると思ったんですよ。やっぱり教育委員会としての努力、それはもちろん町長、町部局にもかかわってくるところ、そこも頑張っていたきたいという気持ちも私は、教育長が含んで話していると、勝手に、勝手な思いかもしれませんが、またそういうところは町長部局も連動してというところが今後あるのであれば、ぜひ私の意見としては、ぜひ一緒に頑張っていたきたいなと思っております。

次に、この大雪の災害について質問をさせていただきます。それで、私たち、各議員も全員もそうだと思うんですが、今回の大雪被害に対して、だいたい皆さん現地に入られたと思うんです

ね。それで1点目にお聞きをしておきたいのは、具体的に、これ町長も、新聞報道など見てるとそういう意見あるというのは認めているようなんですが、町長の初期対応が遅いと言っている方がいるってことを町長はお話ししたらしくて新聞報道にあります。その後段の部分は、ちょっと後に届きますけども、それで、具体的に町長がその被災農家ですとか、特にその中でも、新規就農者のところに現地視察といますか、それはお見舞いですとか激励ですよ。そういうことで、訪ねて行ったのはいつからなのかということと、これ見ると、札幌に出張されておりましたので、こういうときには町長が無理であれば、副町長にご名代として、町長の代わりに行けという指示を出して、副町長がそういうところに町長のご名代で来ましたよと。激励しますですとか、要するに営農意欲がそがれないような激励も含めた声かけに行ったのはいつなのかと。そこをちょっと具体的に教えていただきたいんです。

○議長(細川勝弥君) 町長。

○町長(酒井芳秀君) お答えいたします。提出をいたしました、大雪被害における各町の対応状況、町の対応状況ということで資料がございますが、5日から6日にかけて降雪があって、6日の正午ぐらいにですね、ちょうど昼頃に止んでいるという話でございます。そこで、私は、かなりの降雪だということで、5日の夜に、地元農業者のAという方が、固有名詞を避けているわけですが、言っても差支えないと思いますので、担い手協議会の会長です。この方は東別地区の農業者でございまして、かなり降雪がひどくて、ハウスも倒壊するのではないかというようなことで受けていまして、一晩過ぎまして、それで、今度はその10時の北海道町村会長から招集のあった「鉄道、鉄道網のあり方に関する意見交換会」、これが各振興局の全部の町村会長に案内があって、その場に副知事とか交通企画監も出席するというので、ちょうどあのネットワークワーキングチームのフォローアップ会議が終わった、その報告を受けての会合で、これも重要な会合だということで、私が町村会で会長とかに位置づけてなければ、当然、地元に残って対応した。こういうことだと考えております。そこで、朝6時50分に出発して、降雪がひどいものですから、早目に出たということなんです、そのころから車内で、今のこの便利なツールがございますので、スマホで地元農業者の方々に電話を入れたり、除雪の状況について、経済部長、また副町長にも電話入れたり、書いてあるとおりでございます。それぞれ地元農業者っていうのは、その地区で立場のある経験者で、部会長さんですとか、そういった方々。また三石は、三石地区は組合長へということにかけて、ちょうど8時59分。これは、こういう細かい分が出ていますのは、私の発信、着信記録をメモっていたものですから、こういうふうに記載できるわけでございますけど、駐屯地へ電話しまして、お世話になることがあるかもしれないというようなことで、できればそういうお願いをしたいのだがということなんです、これ、災害救助の基準が3つあるようございまして、一応そういうことにかけておいたということです。これが後の自衛隊に・・・

○議長(細川勝弥君) 町長、恐れ入ります。質問にできればお答えを要約して、お答え願えればという質問者の希望がございますので。

○町長(酒井芳秀君) わかりました。そのようなことでしたので、札幌から会議が終わってすぐ農政部長のところに行きまして、書いてあるとおり11時57分にお話をしました。これは、一番私が早い農政部長への進達であったと、このように思っております。降雪があったので帰りが時間かかりまして、結局、役場に入って、状況を簡単に、簡単にといいますか、なるべく短い時間で聞いて、曇っておりますので、日暮れが早いということで、16時ころ、東別、西端に着いたと

いうこととございます。それで、全体をまず掌握しなきゃならないということで、西端、東別の入り口からずっと車中で左右を見て、そして、かなりやられているというような状況を察知して、そして16時50分ごろ、東別、西端の一番奥まで行って折り返して、その担い手協議会の会長から被災状況等を聞いた。また、帰りに西端地区の農業委員会の会長宅にも立ち寄ったと。こういうようなこととございます。それで、7時34分、副町長へ朝、電話を入れたときには、その災害対策本部の設置等も私から投げかけております。そのようなことで対応したと。後は、当然のことながら私どもの職員が、もう現地に入ったり、あるいは電話をして状況掌握に努めたと。こういうこととございます。初期対応の云々という話は、役場職員が班を組んで、支援班を組んで入りなさいというようなことおっしゃっているのであれば、これは、その手順を踏んでいかなければならないと思いますので。そういうことではなくて、先ず、状況把握は相当事細かにやっているということをお願いさせていただきたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 町長、申し訳ありません。私、質問したのは、いつ新規就農者、特に、新規就農者のところに町長みずからが行ったんですか。それと行けない状況にあるのはわかっています。6時に札幌出かけてるわけですから。ですから、行けないときには副町長に、いつ指示をして副町長はいつ行ったんですかと。これを聞いているんです。今、何分、答弁をされたかわかりませんが、私の質問に全く答えていないものですから、これは1時間半と限られている質問時間、できれば考慮いただきたいなど、何分、最終的に私の質問かかるかわかりませんが、ぜひ考慮いただきたいなど、お願いをしておきます。改めてその部分の答弁を求めます。

○議長(細川勝弥君) 町長。

○町長(酒井芳秀君) 副町長には、現地へ行ってというようなことは言っておりません。その部下には、部長なり課長、また、主幹がいるわけですので、その段階でということとございます。私自身は、2月7日がこれまた一連のその町村会関係の会議が午前10時から、結局、午後5時半までかかって、私も町村会の会長ということで、これまたその席を外せないことで、これが結局、対応できなかったと。現地に入って、新規就農者のところには行ったのは、8日じゃないかと、このように記憶しております。8日、9日、10日、11日と、日曜日まで現地を訪問して、数十戸と申しましょうか、三石地区も含めて訪問して、いろいろ状況を伺ったりしているということとございます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 大変失礼な言い方になるかもしれませんが、私、今回の町長の対応は町長らしくないなと思っているんです。今までの酒井芳秀としての行動等らしくない。見てみてきた私としては、らしくないなと思っているんですよ。道議時代もありました。そして、その後、私は平成11年に議員となって、議員という立場で道議酒井芳秀という、政治家も見させていただきました。その後、町長に旧静内町の町長になり、新しく、合併して後の新ひだか町長となった。そういう中で、こういうことがあったら、以前は真っ先に、いやそれはいろんな事情があろうかと思っています。ただ、行けるようになったら真っ先に行く。これがね、政治家としての姿勢を町長は持っておられたと思うんです。もしどうしても行けない場合これはありますよね、当然。今回だってそうです。そうなれば、部下と言ってもさ、言ってもですよ、先ず、やっぱり副町長ですよ。町長のご名代になり得る、本当になり得る人といえば。僕は、副町長が在庁しているんであ

れば、副町長に申しわけないと、町長は今どうしても、遠くにいないんだから来れないんだと。大切な会議外せないんだと。私が代わりに来ましたと。でも町長の思いはこうですというところを、僕は、今までそうやって来たように、僕は思っているんですよ。今回そうならなかったっていうのが残念でならないんですが。どうでしょうか、僕の思いに何か町長お答えできることがあれば、答弁をいただきたいんですが。

○議長(細川勝弥君) 町長。

○町長(酒井芳秀君) 個別には訪問してませんが、降雪の終わった日の午後4時ころから、現地に入っているということで、ご理解を願いたいと思います。そういうことなものですから、そのところの対応について、個々の農家のお宅まで顔出して、言葉だけになりますけども、一声おかけするとかというところまでは、ちょっと対応できなかつた。また、翌7日もお話ししたとおりでございます。そのようなことで、私の耳にはそういうような話が批判的に訴えられたということはありませんので、私としては、かなり、もちろん、最大気にかけて対応させていただいてると、このように思っているとでございます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 要するに、状況の把握、これは部下でもできるんですよ。ね、町長がやらなければならないことというのは、僕は、そういう災害に遭った方への見舞い、激励。これは町長のやることだと思うんです。法律に書いているわけでもありませんし、条例だろうが、規約だろうが、何もそこには書いてませんよ。書いてないんです。義務ではないと思ってます。ただ、町長として、政治家の姿勢として、やはり、状況としてそこがそうなつたと、把握は全部し切れしていないにしても、そういう方がいらつしゃつたということはわかるわけですから、特に新規就農の、僕も新規就農のことばかり言うようになって申しわけありませんけども、やはり、町長が来て、町にいろいろな政策をもって町に来ていただいた。そこにまた一段の町長の思いもあろうと思うんです。ですから、そういうところに状況を把握とかに時間を費やす、費やすとしても、でもまずはそこに尋ねて行く、そうあつてほしかったなと。それは重ねて申し上げておきます。

○議長(細川勝弥君) 池田君。ここで休憩していいですか。

暫時休憩いたします。10分程度、休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時42分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

12番、池田君。

○12番(池田一也君) それでは続きまして、次は対策本部の件に関して、何点か質問します。再質問をさせていただきます。8日の日に設置をされましたということでした。それで、先ずお聞きをしておきたいのは、この本部対策本部ですね、この対策本部の位置付というもので、普段、対策本部が立ち上がる時には、私は地域防災計画、防災会議条例だとか、そういうところを用いて対策本部っていうのは立ち上がるものだと、私は認識しているんですが、この災害対策本部設置基準っていうのがこの中にあります。そして雪害っていう部分もあつて、4点ほど、雪害による対策本部を設置するという要件の中に、1つに、多くの交通機関の障害または生活基盤の被害が発生し、応急対応が必要などきつていうふうに、この設置基準がなっています。今回のこの

対策本部、立ち上がっている対策本部というのは、この防災計画に則って立ち上がった対策本部なのかというところをお聞きします。

○議長(細川勝弥君) 副町長。

○副町長(本庄康浩君) そのご質問があったら、私お答えしようと思っていたんですが。それで、先ほど町長もご答弁の中で、ちらっと申し上げておりましたが、この時系列で言うと、7時34分のところ、このときに町長から私のところに、災害対策本部の設置の検討をせよという、ご指示がございました。それで、私すぐ登庁しまして、総務企画部長それから総務課長に事前に連絡して、集合かけて、協議をさせていただきました。それで今回は気象警報が大雪警報も出ていない。それで、もう収束に向かっている段階の、午前中に雪は止んでおりますけれど、それで、避難ですとか、災害対策として捉える、その本部ですね。今、おっしゃっていたような役場の組織としての対策本部は設置しないということで、折り返しの電話で町長に、こういう協議をしましたということでご報告を申し上げました。それで、ただその、ハウスがこんなふうになってしまった農業被害に対しての、必要性はあるだろうということで、農業振興対策協議会の構成メンバー、ここのメンバーを中心に農業の関係者を集めて本部を設置しようということで協議がなされて、それで本部長に町長、副本部長に両組長、それから農業委員会の会長さんとかですか、その構成員をもって、その事後対策本部的な役割の本部をつくらせていただいたという経過でございます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 事後対策的な本部だということです。ですから、今回この地域防災計画だとかは用いなかったというところでわかりました。ただ、さっき、多くの交通機関の障害だとか生活基盤の被害だとか、これ設置基準に合致するんじゃないかという言い方を私もしました。これは四つある中で、例えば特別警報、暴風雪、大雪の発表されたときにつくるよと。これは予報が出たときに、前もってつくっておくというところがあるかと思いますが、このときだけつくるんじゃなくて、繰り返しになります交通機関の障害だとか、私は、今回特に生活基盤の被害という部分が合致するんじゃないかと思っていたものですから、こういう防災計画に則ってつくったのかというところ、お聞きしました。で、事後対策ということで、今回の対策本部は立ち上がりました。8日に立ち上がりましたというふうにありました。結局はですよ、1回目の対策本部が、皆さん参集して集まって、1回目の会議っていうのは、実質的に14日だと思うんです。9日に幹事会だかやってますけども、実際、この会議対策本部のメンバーとなっていられる方が一堂に会して、話し合いを持ったっていうのは、最初は14日だと認識をしております。それでよろしいかどうかをお聞きしたいのと、要するに14日まで、町として何をやったのかというところを一番聞きたいんです。例えば10日ですね、10日っていうのは多分日曜日、災害があった後の初めての日曜日だったと思いますけども、このときに、静内農協の職員ですけども、新規就農者の除雪作業に入ってるんですよ。このいただいた資料、皆さんに配付もしていただいた資料にもありますけども、日高振興局の職員が13日に入っている、から入っているというところで、その上のほうに、2月11日から各課職員で被災農家支援というふうに書いてありますけども、実際この除雪作業、労力としての作業、これが町職員が実際に入ったのは、僕はこの10日、農協の方が入る、さらには14日の振興局の職員が入る、その前は町職員入ってないと思うんです。どうでしょうか、そこら辺ちょっと聞きたいんですが。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 町職員は、実際に現場に入ったのは、11日の日からでございます。町全体としての職員の支援というか、そういった形で入ったのは17日以降でございますが、それまでの間につきましては、農林水産部の職員で11日から対応させていただいて、現場に入っているということでございます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 11日から入ったっていうのは、その農林水産部で入ったということは、要するに農政課と水産林務課は入りましたよ。その二つが入ってから各課職員が入ったという表現になっているんですね。で、これは僕もあちらこちらで言われることなんですけども、いわゆる町の対応が遅いというところで、要するに町職員が、要するに道職員が13日から入ってですよ。道職員、振興局職員がね。ですから、恐らく17日から入ったっていうことは、そこを捉えて町の対応が遅いと言われてるんじゃないのかなと思ってます。ですから、その2課が対応したっていうのは、そのとおりなんでしょうけども、役場全体として募って、その除雪作業にみんな手伝おうってなる。それが、ほかから比べると僕は遅れたなって思っているんですけども、どうでしょうか。

○議長(細川勝弥君) 木村農林水産部長。

○農政部長(木村 実君) 確かに言われる部分はあると思います。ただ、全課、募るといいますか、長い期間になるものですから、そういった意味で準備をしてもらおうといった意味で、17日の土曜日からということで進めさせていただいたということでございます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 私の思いといたしましては、それこそ農協職員の方々、道職員の方々が既に入っている。だけど、町職員全体としての対応は17日からだった。それが、僕は駆けつける順序が違うんじゃないのかなと思ってます。町職員が、まずは関係課、関係部に関わる、限定されることなく、町全体としてやっていくべきことだったと思うんです。だから、今そのような、ある意味批判を浴びているんだと、であろうという思いをいたしております。それでですね、今度、農家の支援、農家からの支援要請というところに入りますけれども、要は、私もいろんな方からお聞きをしますと、かなり要約しますよ。何とか、秋までに収穫したいんだ1回、っていう声が多いと思うんですよ。で、秋までに1回収穫するためには逆算するんですよ、今度。で、5月までに壊れたハウスの撤去、そして新しいハウスを建てたい。5月に建てなければ、秋の収穫がみれない。そのために、5月に建てようと思えば、今、除雪をしないと、撤去しないと間に合わない。それが一番の僕は、今、最大のって言うかね、農家からの要請、そのようにしてくれと言われているのが、要請の一番だと思うんですが、どうでしょうか私の認識は、どのように見解ありますか。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 議員ご指摘のとおりだと思います。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) それでですね、そこで現実的な問題として、新たなハウスを建てるとハウスは高いもんです、安いものではありません。それで、1番不安に思うのは、ビニールハウスの二重債務っていう現実的な問題がそうなれば出てくるわけです。これをどう解消されようとされ

てますか。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 新規就農者のお話かと存じます。実際に10棟設置して、9棟つぶれてしまったという新規就農者もいて、この問題につきましても、町長からのお話もございましたが担い手協議会の役員会緊急開きまして、そのことについて話し合いをした中で、出てきた話としましては、新たなその、ハウスを設置するということになると、やはり二重債務になると。まあ、補助がどれだけ出てくるのかっていうのもありますけれども、それだけではなくて、例えば中古のハウス。これらについても、何とか町内だけではなくて、町外のところなんかも、例えばかき集めてっていうか、そういうものがあれば利活用するですとか、いろんなこの方面から極力その生産者の負担がかからないようなところを、その協議はさせていただいてるところありまして、町としましては、この話も含め、国ですとか道ですとか、そちらのほうに対応、対策をお願いしている中でございますので、それが出てくることを含めて、精査した対応してなきゃならないと、こう思ってます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 各、特に新規就農者のご意見として、そこら辺がはっきりしないと、次まだ営農続けるかどうかの判断ができないっていうご意見が多いんですよ。だから、今、国・道にとかっていうお話がありましたけども、いわゆる中古のものを持ってきてと、ただなのかもしれません。ただ建てるのにもお金がかかりますよね、中古といえども。どうしても中古が用立てできないところは、やっぱり新しいもの。そしたら明らかに二重ローン、二重債務となる。そこ、何とか町の責任としてこうやるんだっていうところを打ち出さない限りは、それは、心配は払拭できないと思ってるんですよ。だから、何か妙案はあるのかっていうことをお聞きしました。答えとしては今のお答えでしたけど、もう一步踏み込んで町独自のだとか、そういうものありませんか。

○議長(細川勝弥君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 今のご質問も非常に難しいご質問でございまして、町が今、今回の補正予算でもそうですけど、個人資産に対して、個別に助成するとかっていうのは基本的にやっぱり難しいものだと思います。それでこれから、どんな対策があるのかというご質問でございまして、あれですけれども、例えば、災害にお遭いになった方々の、今までの債務に対しての援農といえますか、その繰り延べのことだとか、いろんなこと要望していかなきゃならないと思います。ただその、先ほど秋山課長が申し上げたように、今回の復興を今度は新設の方、今、二重債務ご懸念されていると思うんですが、ここに対してどれぐらいの国の支援、道の支援、町の支援ということになっていくんだとます。そこら辺がどこまで、そういう制度が設けられるのか、そこら辺の早急に推移見なければ、なかなか今ここで、町独自で、こうするんだとかという答えにはなかなかありませんし、昨年の漁業被害のこともそうでございますけど、どうしてもやっぱり支援対象は、今回の場合は、農協を中心に、農協に対して支援をしていくっていう仕組みになっていくんだと思います。前回は、漁組に対してという支援でございますから。ですから、そこら辺踏まえながら、何とかその、腹の中っていうか、気持ちとしては、今の農業者が、できれば全くお金がかからないで再建されるっていうのが一番望ましいと思います。そういうことに関しての要望やなんかの努力はしていきたいというふうなお答えしか、今現時点ではできないかと思

ます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 副町長おっしゃることも、当然そうだと思うんです。ただ、今回の場合ですよ、このケースの場合、新規就農という、町が来てくださってるところから始まっているその新規就農者の部分は、ある意味、何かの町独自のものがあっても、僕は平等じゃないとかね、特別扱いみたいな感じに、そんな批判は僕は当たらない。幾ばくかの町独自のものがあっていいと思っております。ちょっと本題からずれるかもしれませんが、やっぱりハウスの被害、ビニールハウスの被害っていうのは今回の雪だけじゃなく、過去にも、今回の行政報告にもありましたかね、風の被害だとかね。一部そんな大がかりではないけど一部、雪による被害も実際、たまにありますよね。今までもありました。その中でいつも言われるのは、保険に入ってるのかっていう話なんですよ、ビニールハウスの。で、特に、また特に新規就農者になりますけど、新規就農者っていうのは、まだまだ財力がないわけですよ。私はこのビニールハウスに対する園芸施設共済というものをもっと多く、全部、全戸、全部っていうんですか、加入を町として勧奨すべきだって思ってるんですよ。そうすれば、風も自然災害すべてにわたり、全額の部分ではないと思いますが、共済に入っていていただく。で、これ掛金ちょっと高いんだって話も聞いておりますけども、であれば、町もその共済の掛金に何か補助するなどして、この加入率を100パーセントに近づける。それでかなりの部分が、後に何かあったときに、助かる部分が多くなるんじゃないのかな。こう思うんですけども、どうでしょうか。

○議長(細川勝弥君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 今のおっしゃってることは、国会議員の先生からも、はっきりとそこら辺のことが言われております。ただ現実問題として、今現段階で申し上げると、聞き取りの中では、やっぱり、今は例えば、20棟あったら20棟全掛っていうんですか、全部に掛けなきゃならん。ここの部分とここの部分、弱いところだけを掛けてあるっていうことにはなっていないようで、この共済加入率を上げることっていうのは、必須の課題だと思います。こういう被災が、予期せぬ被災があるわけですから、そういうことを踏まえて、その共済加入率の引き上げていうのは、別の問題として、今後考えていかなきゃならない問題ということでございます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 共済の入り方も、僕なんか馬やってみましたので、全棟加入が当たり前だと思っております。全棟加入しなければ本来の共済の補償が受けられない。これは僕、今までの経験上すごく思ってるんです。ただビニールハウスも全部入らなければならぬかどうか、僕もすいません。勉強不足かもしれませんが、そこまではわかっておりません。ただ、入りやすくなっているというふうにはお聞きしますので、そこはぜひ、今後、ご協議いただきたいなと思っております。また、全然、ちょっと変わった話になりますけど、町のやっている支援策という中の一つに、ふるさと納税で今、募金を募っていますよね。ふるさとチョイスでしたっけ。全道で見ると、新ひだか町とあと幌加内町ですか、私を知る限りはその2カ所が、この寄附を全国に募っています。ふるさと納税をやるサイトの中に、そこの部分も受けてね。さっき確認をしましたら、今朝現在で92万3,500円が寄附をされております。で、一回一回答弁聞くと時間なくなるので、こっちのほうで言っちゃいますけど、これは普段のふるさと納税と違って、全額が寄付される。返礼品ないよと。ただ3月31日までですよということですね。その92万3,500円。今日現

在の話ですけども、このお金はどのような寄付で、どのような手順で、誰に手渡されるようになる予定なんでしょうか。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 災害支援に係る寄付ということで、皆さんお願いしますということですから、当然今回の大雪で被災をされた農家さんに対しての、必要な施策等を講じた時に、個人直接ということではなくて、例えば、農協さんを通じて補助をすとか等々、再建に向けた使われ方をしていくということで考えてございます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 政策上に、今後の政策上に係る経費に充てたいという答弁だったと思います。農協に渡すと。両農協、2つの農協がある。案分率どうすんだと、そこまでは僕も今ここで聞いたって答えは返ってこないでしょうけども、ぜひ、このいただいた寄付を、後に有効だったなっていう形での使い道っていうのは、よくよく考えたほうが良いと思います。なかなか知られていないっていうのも正直なことだと思います。町のホームページを見ると真っ先に今は載っていますよね。でも比較したら悪いんでしょうけど幌加内と比べると、金額にえらい差があるっていうところとか、いろいろ思うところはありますけど、詳しくは申し上げませんが、こういう寄付が有効に活用していただける方をぜひ今後ともとっていただきたいと思います。

今度、国への要望なんですけども、どうも行政報告にも一部ありましたけども、やっぱり、行っているのが道だけなんですよね、まだね。今のところ。なぜ国に行かないんだろうと率直な気持ちです。例えば、昨日も今日も新聞に載ってましたけども、静内農協もJA北海道中央会、これに同行して、ほかの雪害のあった各農協も一緒になって、今、いわゆる中央陳情に今日、行っています。今日正に、今かもしれません。やっています。そういう中で、じゃあ町はって、いつも行政報告にもありますように、国に行くじゃないですか。いわゆる中央陳情、地元選出国會議員、行くじゃないですか。やっぱり、今議会中だからじゃないですよ。それこそ、誰か代理として、やはり中央陳情または、例えば新冠も今回被害あったわけですから、いろんなどころと連動して、道出てくればさっき言った幌加内町も入ってくるんでしょう。そういう意味で、未だに道しか、まだそういう要請活動してない。なぜ国会、国にしないのか。それも遅いんじゃないのかと思うんですけどいかがですか。

○議長(細川勝弥君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) その話は協議しておりまして、それで、今、私が担当のほうに申し上げているのは、今回の件は、制度がないところに、制度をつくっていただくということになります。それで、その立場的にはうちは地元ですけども、新冠とですね。道も支援要請をしていただくことになります。ですから、つい先日も日高振興局の産業振興部長ともお話ししましたが、町が単独で行くのがいいのか、道が単独で行くのがいいのか、あるいは、道と町と支援策について協議をして、その同じものを持っていくのがいいのか、内容ですね、内容をどうしたらいいのか、そこら辺ご指導願いたいということで、担当のほうにも、振興局とよくご指導いただきながら、今回の件は通常の地元だけの要望ということでないもんですから、そこら辺よく協議して、どんな要望の仕方が適切なのかということも協議させていただきたいという申し入れをしております、そこら辺は担当課のほうも振興局とよく協議して、道の方針もあるでしょうから、そこら辺を詰めさせてますので、もうちょっとお時間をいただきたいというふうに思います。

○議長(細川勝弥君) 町長。

○町長(酒井芳秀君) そのところは、私自身ももちろん気にかけているところでございまして、先ほどの時系列の表にもありますとおり、8日ころから元衆議院議員、それから9日、現職の衆議院議員。それから10日、現職の参議院議員の先生方が来町されております。当然のことながらそこで、もちろん現地視察の際とかによろしくお願ひしますということで申し上げている。そのお答えとして現職の9日、10日に入られた、参議院先生、また衆議院先生から情報提供をいただいております。これは大変ありがたいことでございまして、それでまだ確たる国の取り組み姿勢っていうものがはっきり出てきてはいないんですが、流れとしてはこういうことですよというような報告を受けておりますので、それに対して、お礼を私が申し上げたり、当然、対応させていただいております。また、衆議院議員で、現在、農林水産委員長という委員会の委員長をやっている、私のかつて道議時代に親しくしていた代議士先生からもいろいろ情報提供いただいております。それで今、副町長が話されたとおり、道、あるいは町の動くタイミングというか、それから、顔として、どこが行ったらいいのかというようなことも含めて、遺憾ないよう対応してまいりたいと思っております。私も自分の政策で進めた新規就農策でございますので、全力をもって支援したいということですが、ご承知のとおり補正予算で、撤去費用は昨日議決をちょうだいいたしましたけれども、30年度本予算では、国のあり方、道のあり方、支援をしていただけるあり方によって、当然30年度予算で早急に、町の例えば持ち出し分、これらも含めまして、皆さま方に提案をし、30年度補正ということで、早急に対応してまいらなきゃいけないと、今時点では思っているところがございます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 国に対する、また国会議員に対する要請活動っていうのは大事で、もうちょっと待ってくれということですので、それはそのなるべく急いでくれと、逆に僕らも、僕も思います。10日の日に公明党の参議院議員の横山信一が来まして、苫小牧選出の安藤議員も来ております。そういう中で、例えばこれはもう理事者側に現物お渡ししておりますけれども、具体的に後に、例えば、経営体育成支援事業だとか、農林漁業セーフティネット資金だとか、撤去費用では災害物、災害廃棄物等処理。また別に環境省の災害廃棄物、特措法。ここら辺を用いて、やっていけないかないかって、いわゆるヒントと言えるんでしょうか、メニューというんでしょうか、実際、出されているわけです。そこら辺はじっくりご協議いただきたいなと思ってるんですが、今後いろんな国・道から、いろんな政策、支援があろうとも、私、一番気になっているのは、昨日、木内議員も補正予算の中でおっしゃってございましたけど、両農協の中で対応が違うところなんです。これは、どんな支援策が来ても、結局は農協に行くわけ、が窓口、先ずはなると思うんです。そこで対応の差があれば、生かせる部分が減ってしまうかもしれない。そこを考えて心配をしているんですけども。何で、今ですよ、今現在で、どうして対応に差があるのかなと思って見ていたら、2月9日の幹事会で三石農協は除雪作業に関しての話ですけども、地域内の農家、畜産農家も含めて、協力しながら作業をすることで考えている。三石農協の考え方はそこにあるんだと思うんです。要するに自分たちでやるよっていうことなんです。ですから、それは除雪作業だけの話です。でも、この今回の撤去作業も含めて、対応に差があるというふうなところも、私も見聞きしておりますものですから、今後、国から出てきてくる、そういう支援の方法が、なんて言うんですかね、均等に、平等に、均等に、両農協とも、農協とかは度外視して、

全被災された方に、広く活用できるようなことになるように、町としては、そこに力点を置かなければならない事態になっているんじゃないのかなと思いますけども。そこら辺をどのように解決していくのかお聞きします。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 今議員からご指摘されたことを踏まえた、適切な対応をしていきたいと考えてます。

○議長(細川勝弥君) 12番、池田君。

○12番(池田一也君) 適切な対応。この段階では、そういう答弁かなと思っておりませんが、やはり、被災をされた方が、後に本当に良かったと。あれがあったから、あの町、国・道の、支援があったから、営農意欲をそがずに、存続営農続けられたというふうに、ぜひ、なれるような方策を取らなければならない。今、私が質問をさせていただいて、いろいろ答弁いただきましたけども、まだまだこれからやらなきゃならんことが満載なわけですよ。精力的にやっていただきたいなと思ひまして、ちょうど時間となりましたので、多分、町長の答弁がちょっと違うぞといったところは、ご配慮いただかなくても、これで私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(細川勝弥君) 次に進みます。

11番、建部君。

[11番 建部和代君登壇]

○11番(建部和代君) 通告に従いまして壇上から一般質問をさせていただきます。大きく2点について質問をさせていただきます。

まず一つ目に、空き家対策について。空き家対策については、これまで数回、質問をさせていただいてきました。既にご存じのとおり、全国的に大きな問題として取り上げられております。増え行く空家による周辺への悪影響が、倒壊、崩壊、屋根、外壁の落下、犯罪の誘発、衛生の悪化、悪臭の発生、ねずみ、野良猫の発生等、多岐にわたり、地域で問題を引き起こす可能性があるため、対策が必要となり、空き家対策の推進に関する特別措置法が成立されております。新ひだか町においても、全国同様にさまざまな問題が発生しております。この特別措置法が示した基本方針や空き家対策の進め方等、またさまざまな利活用も、国から示されております。しかしながら、なかなか当町におきまして進まないのが現状です。今回は、現時点での空き家対策の推進状況と、町の空き家に対する考えについてお聞きします。

まず一つ目。平成29年9月に質問をさせていただいたときに、空き家の所有者調査については、7割ほどの調査が終わっているとのことでしたが、その後の進捗状況と、この調査が完了した時点で所有者に利用実態の確認、意向調査をすべきと考えますが、考えをお聞きします。空き家対策計画の作成対策協議会において、昨年9月に質問をさせていただいたときには、対策計画策定協議会のたたき台の資料作成に着手したとのことでしたが。

二つ目に、空き家対策計画及び対策協議会の、進捗状況と今後の取り組みについてどのように推進していく考えなのかお聞きします。

三つ目に空き家の実態調査を業者に委託され、570戸の状況を把握して所有者の調査も時間をかけて調べ、昨年の9月のときには、7割の所有者の特定がされておりますが、町は、この空き家をどのように取り組む考えなのかお聞きします。

大きな二つ目、受動喫煙防止対策について。受動喫煙防止対策については、何度も質問をしておりますので、詳細については省略しますが、厚生労働省は、平成 22 年 2 月に、受動喫煙防止対策のあり方に対する基本的な方向性で、多数の者が利用する公共空間については、原則として全面禁止であるべきである。官公庁、医療施設においては、全面禁煙が望ましいと示されました。それで 1 日も早く、防止対策に取り組んでいただきたく思っていました。昨年 9 月に教育委員会におきまして、国、町の基本的な考えを踏まえて、特に小中学校の受動喫煙防止を図る必要性があるとのことで、昨年 10 月 1 日より、学校施設内全面禁煙。平成 30 年 4 月 1 日より、学校敷地内を全面禁煙とされました。当時の時点では、町の基本的な考え方としては、施設内禁煙を進める方向と考えているが、法律の改正等が確定していない現状であることから、法律の公布後においてその内容を確認して、合理性を図りながら具体的な方針を確定していきたいとのことでしたが、先の議会運営委員会で方針が示されました。そこで一つ目の質問ですが、今回、議会運営委員会において、平成 30 年 4 月 1 日付で、静内庁舎、三石庁舎では、全面禁煙との方針が示されましたが、他の施設についての対応はどのような方針なのかお聞きします。

次に、3 次喫煙についてですが、たばこに火がついていないのに、周囲に付着したたばこの煙の残留成分によって生ずる健康被害を受けることを 3 次喫煙といいます。たばこの煙の残留物質が、成長期段階にある子どもの成長に与える影響は、決して無視できるものではないことと、乳児の場合、呼吸速度が早いことで、3 次喫煙によるリスクは大きいとアメリカの研究機関が述べております。そこで、二つ目の質問ですが町有施設で施設内禁煙とするとのことですが、3 次喫煙についての取り組みにはどのように考えているのかお聞きします。

以上、壇上での質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(細川勝弥君) 大久保生活環境課長。

【生活環境課長 大久保信夫君登壇】

○生活環境課長(大久保信男君) 建部議員からのご質問の大きな項目の一つ目、空き家対策についてご答弁申し上げます。1 点目の、所有者調査の進捗状況と調査完了時点での、所有者に対する利用実態の確認、意向調査等を行う考えについてでございますが、9 月定例会で、建部議員、12 月定例会では川端議員の質問にもご答弁しておりますが、昨年終了しました空き家等実態調査業務委託の調査結果においての、空き家等と思われるデータに基づき、空き家等の所有者調査を実施し、空き家等データベースへの入力作業を継続して進めているところでございますが、現在の作業過程での状況を申し上げますと、所在地番について調査を行うため、契約管財課から、地籍図等の情報提供を受けるとともに、税務課からは固定資産課税台帳情報、さらには住民票情報や近隣住民等への聞き取りを行うなどして、空き家等と思われる家屋の所有者の特定につなげているところでございまして、作業の進捗率は 9 月の定例会時には、70 パーセント程度、12 月定例会時には 80 パーセント程度を完了している状況とご答弁いたしました。その後におきましても、所有者調査を第一に考え、残りの 20 パーセント程度について、同様に作業を進めているところでございますが、所有者が既に亡くなっている物件も多く、また、所有者が転居しているケースも見受けられるため、調査に時間を要しており、現在の進捗率といたしましては 83 パーセント程度作業が完了しているところでございます。このように、所有者調査につきましては、既に亡くなられている方も多く、追跡作業に手間取り、思った以上に進めないのが現状となっております、このままでは、次の計画策定や対策協議会の設置に支障を来してくることから、これまで判明し

た部分をもって、一旦、不明空き家として整理させていただき、次の段階へ進めてまいりたいと考えており、残った不明空き家につきましても並行して、引き続き調査を進めてまいりたいと考えております。また所有者への意向調査を行うことにつきましては、協議会組織の立ち上げ後、計画等の方針に基づき、調査が行われることとなりますので、もう少し時間がかかるものと思われれますので、ご了承を願います。

次に2点目のご質問の、空き家対策計画作成及び対策協議会の進捗状況と、今後の取り組みについてでございますが、これも1点目と同様に昨年の答弁の繰り返しになりますが、推進体制の一つとして、協議会の位置づけがございますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項において、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるとしておりまして、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針では、協議会の構成員の具体例も示されており、市町村長のほか、弁護士、司法書士、行政書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、大学教授等を例に挙げて構成されているところでございますが、これら資格を有する方を委嘱し、協議会を立ち上げるにはハードルが高くなるものと考えており、道内の自治体においても法定協議会とせず、任意協議会での設置としている実態もあることから、当町においても任意協議会として設置することで内部での協議をしており、協議会の構成員につきましても当町の実績やニーズに合った構成にし、協議会を設置しようと考えております。

また、同法第6条第2項にありますように、2項に規定があります、空き家対策、空き家等対策計画につきましては、対策の対象となる地区、対象とする空き家等の種類、対策に関する基本方針等、定めることとされる事項についての規定がありますので、それらに従いながら策定作業を進めることとしており、現在、資料についても作成中でございますが、順次、内部協議を進めることとなります。

次に、3点目のご質問であります。空き家の実態調査、所有者、所有者調査後の、町の取り組みについてでございますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、第1条の目的に、この法律は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることにかんがみ、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を推進するため、空き家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として規定されております。この目的に基づき当町における適正に管理が行われていない空き家等を把握することで、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に、深刻な影響を及ぼすと考えられる特定空き家等の指定や、このことは別に、空き家と思われる所有者に対して、意向調査を行うことで、再利用に結び付く空き家の活用についても視野に入れ、総合的、計画的な管理体制を構築するために、新ひだか町空き家対策、空き家等実態調査業務委託を行い、その後は、空き家の所有者を特定させる調査を進めていきたいと考えております。そこで、空き家の所有者調査については、前段でも申し上げたように一定のめどがついたことから、その情報をもとに、法律で規定されている倒壊等の著しい危険性のある特定空き家等の指定や空き家等に関するデータベースに向けた整備作業に移行することとなりますが、取り組む目的の一つ目としては、生活環境

に深刻な影響を及ぼすと考えられる危険な空き家を、どのような手順で措置していくのか。また、必要となる判断基準等を設け審議していくのか、など、これらを一元的に管理するため、空き家等対策の計画策定が必要となり、さらにはその計画審議を担う、協議会の設置等が必要となってくるもので、これらについても、逐次、準備を進めていくこととなります。いずれも計画の内容や協議会の構成等については、これまでも先進事例を参考にイメージとしては持ち合わせているものの、細部の調整となれば、解決すべき課題が出てくるものと認識しております。また、目的の二つ目としては、空き家と思われる所有者に対し、意向調査を実施していくことで今後、所有者が空き家をどのようにしたいと考えているのかとなど、意思確認を進める中から、賃貸、売買等に発展するような空き家バンク登録制度の構築を図り、移住者や町内希望者への幅広い活用へつなげることも想定しているところです。しかしながら、運用に当たっては不動産業者との調整など、多くの課題もあると思われることから、データベース構築後の具体的活用方法についても、今後、十分検討していく必要があるものと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長(細川勝弥君) 田口契約管財課長。

[契約管財課長 田口 寛君登壇]

○契約管財課長(田口 寛君) 建部議員からのご質問の大きな項目、受動喫煙防止対策についての1点目、静内庁舎、三石庁舎は全面禁煙の具体的な方針が決定されましたが、他の施設の対応はどのような方針なのかについてお答えいたします。

受動喫煙防止対策につきましては、平成29年9月定例会においても、今後の対策についてご質問がございましたが、当町の公共施設の受動喫煙防止対策に関しては、法律との整合性を図りながら、施設内禁煙を進める方向として考えており、来年度を目途に検討したい。と答弁させていただいたところでございますが、国においては、秋の臨時国会への法案提出が流れたところで、現在開会中の国会において法案提出がされるのではないかと報道がされているところであります。そのような中で当町におきましては、教育委員会において、学校における受動喫煙防止対策として、昨年9月には、平成29年10月1日から施設内全面禁煙、平成30年4月1日からは、敷地内全面禁煙を決定し、各学校長に通知をしたところでございますし、役場庁舎については、現時点で、法律の改正等が確定していない状況にあります。再度庁議の中で協議した結果、平成30年4月1日より、電子たばこ、加熱式たばこも含めて、施設内全面禁煙とし、静内庁舎にある2カ所の喫煙所につきましては、廃止することと決定したところでございます。また、庁舎以外の施設につきましては、それぞれの施設により、利用目的や施設の形態など違う点もありますが、国の基本的な考え方を基本としながら、受動喫煙防止対策を進めていくこととしております。

次に、2点目にご質問の施設内禁煙とするとのことだが、3次喫煙についての取り組みはどのように考えているのかについてお答えいたします。3次喫煙とは、残留受動喫煙とも呼ばれ、たばこの火が消えされた後も、周囲に残留する有害物質に曝露され、それを吸入することとされており、たばこ由来の有害物質は、喫煙者の毛髪や衣類、カーテンやソファなどに付着し、長く残留することが知られており、それが揮発することで、第三者が有害物質に曝露され、3次喫煙が発生するというものであり、近年の研究で明らかになったようであります。まだ実害は明らかではないようですが、換気では排除が難しく、また、空気中の物質と反応して、発がん性物質に変化するという報告もあるようです。しかしながら、現時点で国からの具体的な3次喫煙に対

する対策も出されている状況にありませんし、町としても有効な方策を見出せる状況にはないことについて、ご理解を願いたいと思います。

以上答弁いたします。

○議長(細川勝弥君) 建部君ここで休憩したいんですけど、よろしいですか。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

11番、建部君。

○11番(建部和代君) 午前中に一通り、ご答弁をいただきましたので、3点、4点ぐらい再質問をさせていただきます。

まず最初に、空き家対策についての再質問なんですけれども、何度か質問もさせていただいて、再度また、同じような質問になるかと思うんですけれども、一応、3月末でね、不明な空き家は一旦、整理をしたいという、先ほどのご答弁をいただきまして、本当にそうであれば、利用の実態だとか意向調査をすることで、前に進むのではないかなって私は考えてるんですけれども、その点についてももう一度すいません、ご説明をお願いできればと思いますけど。

○議長(細川勝弥君) 大久保生活環境課長。

○生活環境課長(大久保信男君) 意向調査の関係でございますけれども、調査の内容につきましては、先ほども申し上げていましたとおり、空き家等と現在思われるデータの状況でありますので、実際の管理の状況を確認する項目を設けまして、空き家等に該当するものであるのか、どうなのかという調査が必要となるものと考えております。またその空き家の所有者自身が今後どのように管理していくお考えがあるか、例えば、これを貸したい、売りたい。または、親から引き継いだ大事な財産であることから、当分の間このまま管理所有を続けたいなどのさまざまな考えがあることと推測をされるもので、今後作成していかなければならない計画には、特定空き家に将来にならないための方策として、その空き家の利活用等どのような内容に定めるかにもよりますが、定められた計画に沿った調査項目を追加する必要が生じるものと考えているところでございますので、まずは計画を作成しまして、これに沿った内容での調査票の内容の検討、作成が必要なものであると考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(細川勝弥君) 11番、建部君。

○11番(建部和代君) すごく私、思うことなんですけれども、この質問、要するに、計画、作成計画協議会については、1年前にもそういう話をお聞きしているんですよ。じゃ、この1年間、この策定の部分とか協議会についてどのような対応をされてきたのかなってというのが、私自身、すごく不思議に思っているんですけども、その辺はどのように捉えているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長(細川勝弥君) 大久保生活環境課長。

○生活環境課長(大久保信男君) これまで所有者調査を、第一に考え作業を実施してきたところでございまして、当初の予定では協議会を設置し、第1回の協議会を7月から8月ごろまでに開催したいと考えていたところではありましたが、12月定例会でも計画どおり進んでいない状況であ

りますことと、また、今年度内で計画の作成や協議会が設置をしたいということにつきましても、ご答弁をさせていただいたところですが、現在予定どおりする作業が進んでいない状況でございます。先ほど壇上でもご答弁申し上げましたとおり、所有者調査につきましては、既に亡くなられた所有者で、追跡調査に手間取っているものなどにつきましては、一旦、不明空き家として整理をさせていただきまして、計画の作成等の作業に移らせていただきたいと思いますと考えておりまして、協議会につきましては、これも先ほどお答えしたとおり、任意協議会で設置するというところまでの話で終わっているところでございます。

○議長(細川勝弥君) 11番、建部君。

○11番(建部和代君) いろんな話を、いろんなアイデアとかいろんな提案をさせていただいても、基本的には計画がまだできていない。協議会ができていないという状態だと、どんなお話してもなかなか進まないのが現状でないかなと、私自身すごく思っております。それで、今、計画どおりいってないんですというご答弁いただいておりますけれども、町長すみません、町長にだけ、ちょっとお話を聞かせていただきたいんですけれども、現実に一年一年、28年には委託をして、空き家の実態調査をしていただいて1年で大体これになりましたと、570戸ありますとか、いろんなデータも含めて調査をされていたようなんですけれども、また29年は、所有者の実態を調べましたというお話で83パーセントで一旦切りたいというお話で、それがもちろん100パーセントというのはあり得ないと思いますので、それはそれで構わないことだと思うんですけれども。こうゆう、一年一年、1つしか、1つっていうことではないんですけれど、そういう流れの中で、なかなか計画、協議会について、なかなか開催ができない、進まないことに対して、この状態をどのように町長として受け止めていらっしゃるか、すみませんご答弁をお願いします。

○議長(細川勝弥君) 町長。

○町長(酒井芳秀君) 私としても、指摘お受けしましたように、対応について少し遅いというのか、そういう印象受けております。しかしながら、その職員、限られた職員での仕事ということもありまして、その辺については今後、先日も内部でちょっと答弁の勉強会のときに、そういう話していたんですが、対応を進めていかなければならないと。早急な対応を進めていかなければならないと、このように考えているところでございます。

なお、担当部長からの、この後答弁があります。

○議長(細川勝弥君) 木村住民福祉部長。

○福祉部長(木村博成君) ただいまご質問でございまして、今、町長からもお話ございましたように、これまでの進捗状況申し上げますと、議員ご指摘の通りなかなか進めていない状況でございまして、その点は誠に申しわけなく思っているところでございます。それで町長の方からもありましたように、今後の協議会の立ち上げ、それから、いろいろこれまで言っていることの繰り返しになるわけですが、我々が考えている手順といたしまして、協議会の設置、当然その計画等の策定というのは第一に出てくるものでございます。ただ、ここまで至ってしまった一つの理由の中には、先ほどから申し上げますように所有者の実態調査、570という数字、午前中の答弁でも出ておったかと思うんですが、その辺の状況の、先ず、全体把握をした中で、今後計画をどのように作成していこうか、どのような方針で計画の中に盛り込んでいこうかということが、先ずベースになるというふうを考えておりましたので、先ず所有者調査を優先させていただいた。それが、今現在、午前中の答弁でもありましたように、8割程度しか進めていないものです。

から、これ以上待っても次の作業に移行できないということもございますので、一旦ここで調査のほうは一旦終わりました、引き続き調査はするんですけども、今後精力的に協議会の設置、それから計画の策定ということに力を入れながらやっていきたい。ただ、その中でも、なかなか実際に計画をつくる、協議会をつくることになりましてもいろんな課題等もございますが、そこは、今後、皆さんのほうにお示しする段階までには、多少事務方のいろんな調整が出てくるかと思っておりますので、その点ご理解いただきまして、もう少々お待ちいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(細川勝弥君) 11番、建部君。

○11番(建部和代君) 町長からも答弁いただきまして、また、部長のほうからも進めて、早急に進めていきたいという、先ずそこがないと、そこから前が進まないっていう現状ですので、ぜひ、時間かかる部分もあるかもしれませんが、ぜひ30年度には進めていただきたいなっていう思いでおりますので、よろしく願いいたします。

次のほうの質問に移りたいと思います。受動喫煙防止対策。先ほどご答弁いただきまして、職員の中にもたばこを吸われる方、議員の中にもたばこを吸われる方がおりまして、先ほどの答弁聞きまして、本当に皆さん、本当に腹を決めて決断をしてくださったんだなという思いでおります。その上で、各施設、福祉施設、また教育施設について、まだまだ全部、全面禁煙になっていないところもあるんじゃないかと思うんですけど、その辺も含めて具体的に対応があれば、お聞きしたいんですけども。どこどこが、例えば福祉施設で、わかりますか、言っている話。会館だとか、そういう部分も含めて。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 壇上の答弁で契約管財課長のほうからご答弁させていただいて、役場のほうに、役場庁舎については4月1日から。それで、他の施設については、基本的に早目にその受動喫煙防止対策を進めていくということの認識は庁議の中でも決めております。ただ、施設、施設によって、答弁でも言ったんですけども、施設の形態だとか、今ある施設の状況、あるいは施設によって指定管理をお願いしている施設もあります。そういう部分で、例えば役場庁舎であれば、役場に來られる町民の方っていうのは、一定の申請だとかそういうのが終われば帰られますので、どうしても長い時間いるっていうのは職員。ただ、他の施設については、その利用者の方が長く利用する施設等もありますので、そこら辺は十分、施設、施設によって、そこら辺も具体的に考えていかなければならないということで、それらについてはその基本的な方針を先ずまとめて、それぞれの部署で置かれている状況、それらを踏まえて早急に対応していきたいと。ですから、役場、繰り返しになりますけれど、4月1日には役場庁舎始めますけれども、それをずるずる伸ばすということではなくて、そういう協議もしていきながら早急に進めていきたいという基本的な考え方があるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(細川勝弥君) 11番、建部君。

○11番(建部和代君) その辺よろしく願いしたいと思います。

次に今回4月1日から庁舎内全面禁煙となるという先ほどの説明がありまして、職員の方、また喫煙者、議員さんもいるんですけど、結局、外で喫煙という形になると思うんですけど、これは自由に外で喫煙をしてもいいという理解で、そのまま受けてよろしいのでしょうか。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 先ず職員につきましては、基本的にこの4月1日の庁舎の施設内禁煙に合わせて、執務時間内の喫煙については禁止しようと思っております。それで、ですから職員については勤務時間外、例えばお昼ですとか、執務時間が始まる前、終わった後については、基本的にポイ捨て等の防止もありますので、各自、携帯灰皿というんでしょうか、っていうものを持ちながら、例えば、来庁者、勤務時間でも来庁者の来られている時間帯もありますので、来庁者、それから付近の住宅、それから、他の職員等々に影響が及ばないような形で、喫煙をする場合もあるということで考えております。その他の方については、ポスター等で協力を求めながら、受動喫煙という部分もありますので、他の来庁者の方に影響が及ばないような形でお願いいたしますというような対応にしていきたいというふうに思っております。

○議長(細川勝弥君) 11番、建部君。

○11番(建部和代君) はい、よくわかりました。また、よろしく願いいたします。あともう1点、今回、健康増進法改正案が近く閣議決定をされるというお話も出ていますけれども、そこでは行政機関っていうのは原則的敷地内禁煙っていうことなんですけれども、改正され施行された時点では、町としての原則的敷地内禁煙っていうのは、禁止っていうことは、されるという認識でよろしいんでしょうか。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 今回、先ほどからご答弁してるとおり、4月1日には建物内禁煙ということでの対応をさせていただきます。それで、壇上の答弁でもあったとおり、実はその法がまだ完全に成立されておられません。それで、厚生労働省のその基本的な考え方は示されているので、多分、その方向で法案も、法案の中身も改正がされるのではないかと考えておりますけれども、実際に改正された場合に、それぞれの施設の中で、その時点で行っている対応と違う部分があれば、当然その法の内容っていうのはクリアしないといけないわけですから、その内容に沿って対応を考え聞きたいというふうに思っております。

○議長(細川勝弥君) 11番、建部君。

○11番(建部和代君) 二つ目の3次喫煙。これは質問しませんけれども、この3次喫煙の影響っていうのをひとつだけ言わせてもらって、私の再質問終わらせていただくんですけども、この3次喫煙の一番影響受けやすいっていうのは、本当に、子どもさんや、赤ちゃん、乳幼児なんですよ。それで、子どもの呼吸っていうのは回数っていうのは、大人の2倍、3倍呼吸するものですから、周囲に付着したそういうたばこの成分っていうんですか、吸収して健康被害を受けやすいって、今、言われております。そういうことで、庁舎っていうよりも、町民の健康増進っていう観点から見れば、乳幼児に多くかかわる健康推進課のほうにも、そこにおいても、ぜひ将来、将来に向けて研究もしていただければなっていう思いでおりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(細川勝弥君) 説明員の入れ替えがございますので、少々お待ちください。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時20分

○議長(細川勝弥君) 次に進みます。

18番、下川君。

[18番 下川孝志君登壇]

○18番(下川孝志君) 通告に従いまして壇上からの質問をいたします。1点目は町長コラムについてということで取り上げました。新ひだか町がいろんな、町が情報を出す方法として、ツイッターであったり、フェイスブックであったり、またはホームページであったり、いろんなことをやっていますけれども、やはり町内に住んでいる方々、または町外に出ている人であったり、新ひだか町に興味を持っている人たちがホームページを開いたときに、先ず最初にどこを見るかという、私は必ず、毎月の町長コラムを読むんですね。多分、多くの人も町長がどんなことを考えてるのか、または、どんな行動をしてるのかって知る意味では、一番早くて正しいのかという思いがあって読む人が多いと思うんです。ところが残念なことに、いつも私は1日には開いて読むんですが、ほとんど更新されていることがない。一番遅い時には、10日過ぎててもまだ更新されていないことがありました。町民や町外の人たちがコラムを読んだときは、その町の姿勢が問われるというような影響力を私は持っていると思うんです。そういう意味では、やはりきちんと、いろんな状況があったとしても1日には更新をして、町長の思いや町長の考え、または、その出来事を書いていくということは大切なことだと思います。先日、町長とお会いしたときに、今回の雪害対策で、我が町の初動が遅いという指摘があるよという話をしたときに、いやいや私も早くからいろんな方面と電話をしたり、午前中に池田議員の質問もありましたけれども、いろいろな人に電話したり、または会ったり、いろんな行動をしたんだという話を聞きましたけれども、それが1カ月か2カ月遅れの、ただ行政報告で議員に報告したから、じゃあ町民に伝わるかということスピード感ありませんし、伝わり方が違うんですね。今回のようなケースであったとしても、町長が行動したり、人に会ったり、災害の現場を見たときの印象とか、または今後どうしていかなければならないかということ、コラムにも書いていくことによって、私たちの町長はこんな行動してくれているんだという理解ができると思うんですね。そういう意味では、やはり、これからの行政というのは、どう自分たちの抱えている情報を拡散していくか。町外の人にも知ってもらおうかということが大切だと思いますので、どうしてそれが早い時期に更新がなされないのか。これは、私は自分のフェイスブックやツイッターでも問いかけたことはありませんけれども、一向に改善されませんので、今回壇上からの質問を通して答えて、できれば改善をしてもらいたいということから取り上げました。

次に2点目は、地域おこし協力隊の役割とはなんなのかということをお聞きいたしたいと思います。地域おこし協力隊は、全国の市町村でいろんな形で導入しています。時にはスポーツの指導であったり、または文化的なことの得意な人であったり、または産業の振興に寄与するという目的で、さまざまな能力を持った人たちが、それぞれの町に入ることによって、いろんな刺激を与えてくれたり、または、企業を立ち上げてくれたり、町民に新しい刺激を与えてくれることによって、町が活性化をしているという例なんか数多く本にも書かれている例があったり、テレビでの報道もあったり、私たちは知る機会があります。しかし、我が町の地域協力隊員の方々がどのようなことをなされ、町がどんなことを期待しているのかという評価がなかなか伝わらないので、今回、お尋ねすることにいたしました。私は、ここの議員の中にも何人かは聞いたことがあるかとも思いますけれども、プレーヤーズトークといって、若い人たちがどんな活動をしている

かということスピーチするプログラムを持っています。そこに、多い時には4、50人の若い人や、一般の人たちも含めて参加して、聞いて、こんなに我が町の若い世代の中にも、我が町のことを考えて一生懸命活動している人がいるんだということを知ることができました。そういう意味では、今までになかったことを地域おこし協力隊員の方々が企画して、さまざまな取り組みをしています。その評価が聞こえてきませんので、その評価をお尋ねすることと、他の町ではどういことが起きてるかと言いますと、地域おこし隊員がその町に入ることによって、その地域に残って住民となって地域づくりに参加していくという例が数多くあるんですね。その点、我が町の地域おこし協力隊員の方々が残って活動されている例があるのか、または今、活動されている隊員の方々が残って、私たちの町にまだ活動を続けてくれるという意味を持っておられるのかを確認いたしたいと思います。

三つ目は、今回の雪害対策と当面の除雪対応についてお聞きをいたします。ほとんどの経過については、池田議員の質問に対する答えの中で出ていましたので、重複する点はなるべく省きますので、何点かだけお聞きいたしたいと思います。池田議員の質問の中からも、経過はわかりませんが、その答弁の中で、私が不思議に感じたのは、やはり町長の初期対応が遅いと言われるのはなぜかという、この経過報告の状況だけを見ても、町長は多分、自分の一番親しい、もしくは、かけやすい人に電話をしたり、または会ったりしているんでしょすが、この人たちの人数だとか場所からすると、全町的な被害があるにもかかわらず一部の人に終わっている。そして、本来、こういう災害だとか、または農業振興においては、農協等と絶えず密着な連絡を取りながらやっているというのが、いつもの対応でしたけれども、午前中の答弁とこの状況報告書から見ると、三石の組合長とは電話で話をしているようすけども、JA、新ひだか町の組合長の名前も出てきませんし記録もありません。そういう意味では、組合員と電話したり、被害の状況を確認するということも必要ですけれども、新ひだか町のJA静内は、8日の日にはもう雪害の対策室を立ち上げてるわけですから、当然、担当者や町長は立場上からも、ここの対策室と綿密な連携をとりながら被害状況を確認し、その後の対策をどうしていくかってことを綿密に考えなきゃならない立場なのですが、その経緯が一部の人に偏っていたり地域に偏って見える。ましてや、2つの農協があるにもかかわらず、1つの農協との連携が見えてこないということが感じましたので、ここの連携がきちっといってるのかどうか、どういう状況だったのかという経過も踏まえてお聞きをいたしたいと思います。

次には、私の経験からも、これほど、時には43センチの積雪があったり、何日かおきに降雪があるってことは経験したことがありません。普通であれば1回除雪すると、1週間とか10日降らないので、除雪にそれほど苦労したという経験もないんですけれども、今回は、非常に、日高管内、または新ひだか町としては大量の雪が数回降りましたので、除雪をしなければ、なかなか大変な状況というものがあります。私は毎日、基本的には散歩をしますので、歩道も歩くんですが、除雪がきちっとされている所とされていない所の差が大きくて、とても危険な状況が続いてるんですね。そういう意味では、行政に委託しているだけの除雪体制では、歩道とか車道の安全が保たれないということが今回起きてきました。その中では私はいつも事務所を出るときに、たまたまペテカリの園分校だとか、給食センターを通るものですから、珍しく給食センターも除雪を始めました。常任委員会で給食センターのことを褒めたら、「いやいや、下川さん、ほかの職員もやっていますよ」って言うけれども、私が全部見ているわけでないので、役場の職員もこの間来たと

きも建設課の職員が除雪してました。所々、課によっては職員も除雪に出て、多分あれはボランティアでやってるんでしょうけど、出ているっていう状況が見えています。しかし、全町的に見たときには、今日でもそうですが、しばれた後に融けて、メインの道路以外の住宅街の道路に入ると、歩くのも車ですれ違うのも大変な状況が今も続いています。そういう意味では、これだけ除雪が必要なような状況が想定されたり、今後、解けるでしょうけど、降らないとは言えませんので、業者に委託したりだけでなく、やはり自分の家の横だとか、会社の前だとか商店の前というものを、やはり町民に、みずからが除雪をしましょうという、支え合いの意味での、声かけの誘導が行政としてあってもいいのではないかなという感じを強くいたしましたので、今の除雪体制というものが、これでいいのかということをお聞きいたしたいと思います。

それとあわせて、もう1点は、今の介護保険事業が2000年から民間参入ができるようになりました。住宅街には、小規模な有料老人ホームとかグループホームとか、小規模多機能、デイサービス等が今あります。しかし、今回の雪の除雪がきちっといかないために、デイサービスの送迎ができなかったり、訪問介護や訪問診療の先生が着くことができないっていうことが起きました。そういう意味では、多分、除雪の委託業者には、除雪の順番っていうものが多分決まっています、どこどこ除雪してくれということがあるんでしょうけれども、今、2000年以降は、住宅街といえども、いろんな介護とか福祉施設があつたりもします。通学路を優先的にこう除雪していくということが、公道の場合はありましようけれども、住宅街等においても、住んでいる人たちの状況が変わってきました。そういう意味では、そのようなことを組み入れたうえでの除雪体制というものをしなければ、暮らしやすいまちとは言えない状況が出てきていますので、その辺の除雪体制についてもお聞きをいたしたいと思います。

最後に、病院間連携についてお聞きをいたします。これは先日起きたことなんですけど、全ての病院間で問題があるとか、ある一部の町立病院と一部の民間病院の連携がうまくいってないかどうかというかどうかは、ちょっと定かではありませんけども、たまたま民間病院と町立病院との連携が悪くて、入退院がスムーズにいかなかったという例がありましたので、確認の意味でお聞きをいたしたいと思います。私は仕事柄、介護事業者とか福祉事業者、医療関係者とのお付き合いは深いほうなんですけど、他の町と比較したときに、医療とか介護連携は非常に他の町から比べるとかなりスムーズにいますし、連携もとれている町だと思っています。しかし、それが100パーセントできているかというのと、でない場合もありますので、確認の意味で、または医療介護連携というものが、今後、より密度の高い、他の町にも誇れる、そして、新ひだか町の住人が安心して住み続けることができる町にしたいので、お聞きをいたしたいと思います。

その視点から第1点目は、やはり地域包括システムということ考えたときには、病院間連携、これは官民を問いませんけれども連携が必要だと思います。そういう意味では我が町はどのような病院間連携、または官民の連携というものがなされているのかをお聞きをいたしたいと思います。それから、その連携を密にしていくためには、地域ケア会議だとか、ただいろんな会議だけで連携というものがスムーズに行くわけではありません。そういう意味では、日常的なお付き合いだとか、院長同士、また事務局長等と一緒に会って、会議をされたり交流をされたりという機会が行われてるのかどうかを確認いたしたいと思います。去年、2年ぐらい前から、地域ケア会議の延長上のようなもので、医療関係者と介護関係者が100人くらい集まったかな、集まって、会議の後に、交流会を持った経緯がありました。そういう意味では、ある意味では会議体よりも、医

療者と介護者職員や行政関係者も含めまして集まって交流をするっていうことは最も有意義な機会だと思っています。そういう意味では、そのような交流の機会というものを、今後とも意識的にもっと進めていく考えがあるのかをお聞きして、壇上からの質問を終わりたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 町長。

[町長 酒井芳秀君登壇]

○町長(酒井芳秀君) 毎月、町のホームページに出しておりますコラム欄。町長室というところから開いていくところがございますけれども、これにつきましては、相当前からコラムというものを掲載をさせていただいております。毎月1日に更新するとかというルールがなくて、私が毎月出すということで今まで来たんですが、必ず更新する日が決まっているという受けとめはしておりません。しかしながら、2018年の3月というような、一応、月を入れて出しておりますので、今の、日にちがずれるということについては、これまでも結構、数多くあったかと思います。月末とか月初めに、何かこう、大きなことがありそうだ、報告すべき時がありそうだっていうのは、それが実際にそうなってから書いたほうがいいだろうなという判断のとき時もございます。しかしながら、こういったことが各市町村で行われているかというようなことで考えてみますと、大体町長室、市長室っていうようなところは、毎月の更新じゃなくて、改選後ですとか、あるいは1年ごとの更新で、町長が、あるいは市町村長がコメントを出しているという例もありまして、毎月の例は、かなり、私としては少ないほうじゃないかなと思っています。それでもこの時代、ある国の大統領は、そういう月ごとというよりは毎日のようにツイッターで国民に投げかけているというような、そういう時代でございますので、そういう時代の流れを察知してやっていくべきだというようなご提言にも聞こえるんですが、これがまたそのそういう、事あるごとにコメントをしますと、それに反応してくる方々への返事というのが、かなり日常忙しい中で、そこまですぐに、いわば持てる時間とか精力を費やすべきかという判断もあって、私はその双方向のやりとりは、今、限られたあり方って言いますか、通常のメール通信ですとかというようなふうに限ってやっております。そのようなことでありますけれども、一応、何年何月というふうにはうたってございますので、今後は、例えば月初めに出したら次も月初めというふうに努めていくべきだと、このように思っておりますので、そういうふうにさせていただきたいと思います。

それから、次にお尋ねの、大雪被害に対する取り組みのところでございますけれども、私としては、特定の地区というようなことではなくて、このいわゆる静内市街地の奥の本沢には、しかるべき立場の人。先ほどの資料で、農業者Bとあったのは、ミニトマトの部会長ですし、Dとあったのは、東別西端地区の担い手協議会長、そしてCとあったのは、豊畑地区のですね、やはりそういった、かつての農業者のリーダー的な立場であった人で、今なお元気な人と。それでこういった方々の電話番号が私の携帯に入っていたということもありまして、早くに電話帳調べてかけるとか、職員に電話番号を聞いてかけるとか、あるいは自宅にかけても、もう現場行っていないとかっていう判断もありますので、一応その新ひだか町の、西川・川合の沢の方にはかけておりませんが、静内地区では東西のバランスを考えた、あちらこちらにという意味でかけたのと、私自身は思っております。三石地区については、たまたま組合長の番号が入力してありました。その他のその花き部会長とか、そういった方の番号入ってませんでしたので、車の中からできることは、そういう範囲であったと。でも、相当ひどい状況であるっていうことは、全体的に把握できたと、このように考えております。そのようなことで、それこそ、この6日の日は、体

が2つあればいいのになあという状況であったということで、私が相当な予算を編成して、町の財源があちらこちらの財源を組み合わせやってきた新規就農施策。その軌道が、特にミニトマトは10億円台に生産額が近づいている。そして花も健闘しているという中では、最も大事なことを考えて、いろいろ取り組みをしてきたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 岩渕企画課長。

[企画課長 岩渕博司君登壇]

○企画課長(岩渕博司君) 下川議員からのご質問の2番目、地域おこし協力隊員の役割等についてご答弁させていただきます。まず、地域おこし協力隊員に何を期待しているのかというご質問でございますが、細かな事柄は任用する分野や業務の内容にもよりますが、大義といたしましては、地域の方々とコミュニケーションを図り、その思いや考えなどにより添いながら、外からの視点や発想を持ってさまざまな地域課題を解決する仕組みや取り組みを作り上げる原動力やきっかけになっていただくために任用しているものでございまして、最終的には、そのような地域協力活動を通じ、隊員自身が自分の居場所や働き場所などを見つけ、退任後も当町に定住してくれることを期待しているものでございます。

次に、地域おこし協力隊員に対する新ひだか町の評価ということのご質問でございますけど、現在当町では、馬力本願プロジェクト推進業務に従事していただく隊員といたしまして、2名の方を任用しておりますが、それ以前にもさまざまな分野で4名の隊員を任用してきたところでございます。そこで、従来は地域おこし協力隊という任用でありながら、一方で、町や観光協会の職員としての身分を持ち合わせて活動を行っていたこともあり、最終的には地域に密着するような形での枠組みにならないうちに、活動が終了することとなってしまっておりましたが、町といたしましてはその要因が、任用形態にもあったと分析しておりまして、常勤の臨時職員として正職員同様の勤務時間や、服務が適用される環境の中、自分の視点や発想を生かせる場面がなかなかつかず、徐々に活動への意欲や熱意を失ってしまった場面があるものではないかと感じているところでございます。そこで、過去の反省を踏まえ、馬力本願プロジェクト推進業務に当たる協力隊員にありましては、勤務時間などの制約を受けない非常勤の特別職といたしまして、報酬や活動費などの待遇面も改善することで、隊員が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、この町で定住に向けた準備も進められるよう配慮したところでございます。このような環境のもと、現在、馬力本願プロジェクトの推進業務に当たっている2名の隊員におきましては、隊員みずからの発想の中で、町民みずからが町の将来を考え行動を起こすきっかけに、きっかけづくりといたしまして、ビブリオバトルやプレーヤーズトークなどの住民交流イベントや地元高校生との連携による地域研究活動、地元の魅力に目を向けてもらうためのフォトスポットコンテスト、そして蜂蜜フェスなどを開催いたしまして、まちづくりに対する町民意識の向上に努めてくれておりますし、一方では、うまキッズ探検隊を初めとする、馬文化の伝承活動を地域全体で支えていくための仕組みづくりに向けまして、地域内のさまざまな分野の方々と積極的につながりを持ちながら、精力的に活動を展開しているところでございまして。さらに昨年6月からは、町民有志とともに任意団体を立ち上げまして、馬への興味や馬産地の愛着などを醸成するために、さまざまな活動に挑戦しながら将来に向けた活動基盤づくりにも取り組んでいただいているところでございます。今後も引き続き、地域の方々とつながりを大切にしながら、この町に根づくような意義ある活

動を展開していただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長。

[農政課長 秋山照幸君登壇]

○農政課長(秋山照幸君) 下川議員からの大きな項目の3点目のご質問の1点目、今回の、大雪による農業被害に対する初期対応が遅いというご指摘に対しご答弁を申し上げます。

今朝ほど、各議員の皆様、このたびの大雪の被害に対する町の対応等、時系列で整理したものをお渡しし、今朝ほどの池田議員からのご質問、そして町長からの今ご答弁にもございましたけれども、多少、答弁で重複する部分があるかもしれませんが、ご了承賜りたいと存じます。

先ず、被害の状況につきましては、これまでの行政報告並びに昨日までの審議の中で、いろいろご答弁等させていただいておりますが、主にビニールハウスの倒壊など被害が生じたことにつきまして、5日の午後に判明をしたと。そして6日朝からはですね、町農政課と農協職員、それぞれの連携を図る中で被害調査を実施し、今日まで、連絡等とり合いながら、その対応等とてまいったと考えてございます。町長におかれましては、先ほどもご答弁ありましたとおり、6日の早朝より静内、三石それぞれの農業者あるいは農協の組合長さんとの電話のやり取り等の中から、情報収集を行っていただきまして、さらに、札幌の出張があった際にも公務の合間を縫ってですね、北海道へ直接行かれて、農政部長のほうに、今、新ひだか町でこんなにひどい状況になってるんだというような状況の報告、あるいは同時に一日でも早く早期復旧に向けた支援要請等々行ってこられ、さらには、その足で戻った町の中で、特定の地区に現場に入らせていただき、その状況を確認していただいているというところでございます。町といたしましては、先ほどから申し上げたとおり、被害発生後被害調査等を通じまして、現地の被災状況等把握に努めてまいりまして、支援要請等行いながら、農業関係団体ですとかと当然、連携、協力を図りながら対策と対応、これを進めるために、午前中、副町長からの答弁にもございましたけれども、事後対策的な対策本部、これを8日の9時をもって設置したというところでございます。また繰り返しになるかもしれませんが、災害発生から本部設置までの間、町長そして担当部署におきましては、被災状況の確認ですとか北海道そして日高振興局のほうに出向きまして、これらを報告するとともに、繰り返しになりますけど、支援要請等を行い、その他、自衛隊の派遣要請の打診ですとか、本格的な復旧に向けて、より有効な事業の活動への道ですとか、支援策等がないものか等々、これらの検討ですとか調整等行ってきたところでございます。対策本部の設置時期など、町の災害対応に対する一部報道があったということにつきましては承知してるところでございますけれども、議員のご指摘のように、町の対応が一番遅いということもあるようでございまして、町といたしましては、早期復旧に結びつけるべく、人的支援のほか、現場や生産者、そして農協等からの要望事項含め、ビニールハウスの撤去等に係る支援、これらをいち早く決断させていただきまして、繰り返しになりますけれども、今議会での補正予算として計上させていただいているということでございます。このことにつきましては、生産者の皆さんのそれぞれの経営の先ずは復旧、そして復興に向けた第一歩になるものと認識してございます。このたびの大雪で被災された生産者の皆さん、一日でも早く復旧されまして、復興に向かって行けるよう、より具体的な対策をできるだけ早く打ち出しまして、今後におきましても、国や道、また、関係団体等との連携や協力を図りながら進めていくことはもちろんのことです。さらに国会議員や北海道議会議員のほか、必要な関係先等にも要望・要請を行っていきながら、地元農協さん初め、関係機

関団体としっかりと連携協力させていただきながら、本格的な災害復旧に向け今後とも取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○建設課長(酒井 隆君) 酒井建設課長。

【建設課長 酒井隆君登壇】

○建設課長(酒井 隆君) 下川議員からのご質問の大きな項目の雪害対策と町民の除雪についての2点目、数回の降雪から町や委託業者の除雪が間に合わず、道路の安全性が保たれず危険な道路、歩道が多く見られた。市街地の歩道等については、自分の家の前、店の前、事業所の前や歩道の除雪を、町民にお願いする誘導があってもいいのではないかと感じたが、今回の状況から何を学んだかについてご答弁申し上げます。

現在の除雪作業は、交通量の多い幹線道路や幹線道路に準ずる道路を対象に、大型機械による除雪作業を主体に実施しており、歩道については、学校や病院周辺など歩行者が多い路線で、小型機械が作業できる箇所を対象とし除雪作業を優先的に実施する路線を定め、計画的に作業を進めております。また、凍結路面の対応としては、坂道や主要な交差点付近に、凍結防止剤または滑り止めの焼砂を散布しており、道路交通の安全確保に努めているところでございます。その他の路線については、大型機械による作業ができないということや路上駐車など路上の障害物が多いことが主な理由になりますが、巡回パトロールや町民からの情報を聞きながら路面状態を確認して、路面の生成や焼砂の散布などを実施して対応しているところでございます。また、自治会などの協力が得られる場合には、焼砂や凍結防止剤を配布して状況に応じて散布をお願いしている地区もございます。今シーズンの除雪につきましては、早い時期から降雪があり、昨年11月23日の凍結防止剤散布作業を初めとして、11月が2日間、12月は16日間、1月は元日を含めて24日間、2月も24日間、除雪作業を実施しており、例年の2倍以上になっていることから、今回、増額の補正予算をお願いしているものであります。ご質問のありました除雪が間に合わず、交通の安全性が保たれていなかったという状況につきましては、2月5日から6日にかけての大雪とその後の降雪に対する対応であると思っておりますが、当日は日本海側から接近した低気圧の影響により、32センチメートルの降雪があり、1988年の統計開始以来最多となる、43センチメートルの積雪深を記録しており、観測機器が設置されていない山間部においては、さらに数十センチメートル多い降雪があったものと認識しております。町道の除雪作業につきましては、2月5日の作業後、翌日の午前4時までに道路状況を確認し、4時30分から作業を開始しておりますが、市街地の車道部については交通量があるため圧雪状態でありましたので、山間部に比べて通行への影響が少ないと判断し、山間部を中心に除雪作業をするように指示しております。また、歩道部については歩行が困難な状況でありましたことから、除雪作業の指示をするとともに建設機械を保有する町内の建設会社数社に応援を要請し、生活道路においても早急に最低限の通路を確保するために、除雪作業を実施しております。

今回の降雪は、かつて経験したことがない大雪であったことから、雪の重みにより除雪機械が進めなくなることや視界不良により、除雪機械が道路から逸脱するなどのトラブルが続いたため、作業に遅れが生じており、町民の皆さんには大変ご不便をおかけしたことと思っておりますが、途中、雨や強風による影響により、路面状態の変化が多く、2月末まで休みなく繰り返し除雪作業を実施しており、通行の安全確保に努めているところでございます。下川議員から提案がありました、自分の家の前、店の前、事業所の前や歩道の除雪を町民にお願いする誘導があってもいいのでは

ないかということについてですが、誠にありがたい考えであり、町も基本的には、家の前などの除雪は各自で実施願いたいと考えております。しかしながら、各家庭の諸事情などがありますことから、自宅前の排雪に関する苦情が最も多く、難しい問題であると認識しており、これからも状況を見ながら、町民や自治会への協力をお願いを続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、今回の状況から何を学んだかというご質問についてですが、豪雪地帯のような大雪であり、除雪業者を含めて町民の方も未経験のことであったため、突然の出来事で戸惑いが大きかったと思いますが、また同じような大雪が発生したときに、どのような備えが必要なのかということを考えることが大切なことだと学ぶことができたと思っております。このことを教訓として、今後の除雪作業の方法などについて改めて研究したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上ご答弁といたします。

○議長(細川勝弥君) 伊藤健康推進課長。

【健康推進課長 伊藤信夫君登壇】

○健康推進課長(伊藤信夫君) 下川議員のご質問の病院連携についてご答弁申し上げます。まず1点目のどのような連携をしているのかについてですが、当町では以前、町内医療機関相互及び町との情報交換並びに地域医療体制の向上などを目的としまして、地域医療救急懇談会というものを年1回開催しておりました。ところが、医師の方々は多忙であるということもありまして、日程調整が困難などの理由によりまして、平成24年度をもって休止しているところであります。しかしながら、町が推進しております地域包括ケアシステムの構築に向けましては、医療機関相互の連携強化を図ることは重要であるというふうに考えますことから、町内医療機関の新たな連携の仕組みづくりに向けました意見交換の場としまして、地域医療懇談会というものを、昨年、平成29年の2月に開催したところでございます。そこで、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、今後の医療機関相互の連携による協議の場の設置につきまして、多数、賛同をいただきまして、町が在宅医療と介護サービスを提供する体制構築に係る方策などを協議するため設置しております在宅医療・介護連携推進委員会の医療連携推進部会として位置づけまして、引き続き在宅医療の推進や地域医療の充実につきまして専門的見地で検討・協議を行っていくこととしているところでございます。本年度につきましては、入院ベッドを有する4つの病院で、在宅医療の現状と支援について協議の場を設けたところでありまして、今後におきましても定期的にこの医療連携推進部会を開催していくなど、医療連携の推進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に2点目の、院長あるいは事務長でしょうか、事務局長会議等については、現在、そのような会議は設けておりませんが、3点目の病院関係者の情報交換会、あるいは交流会等の関係では、先ほど申し上げましたが、昨年2月に開催した、地域医療懇談会の終了後、その後に懇親会を開催しまして、各医療機関の院長先生等が出席されておりまして、そこで交流が行われたところでもあります。また、先ほど議員のご質問にもありました、在宅医療・介護連携推進委員会による在宅医療・介護連携親睦交流会。ここでは医療関係者のみならず、介護、福祉関係者も含めました親睦交流が行われるなど、これらを通じまして、病院関係者の情報交換あるいは交流が図られているものと考えているところであります。今後におきましてもこういった交流の場を継続して行

っていききたいというふうに考えているところであります。

以上答弁とさせていただきます。

○議長(細川勝弥君) 下川君、ここでちょっと休憩したいと思いますけど、よろしいですか。
暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 先ず、町長コラムからについて再質問いたしますけども、私はこういうコラムとかというものは、書く側の立場よりも、書く人は、読む側がどういうことを期待してるか、何を読みたいかっていうことを考えて、普通は書こうとするんですよね。そういう意味では、私は、私の知っている町長は、書くことは嫌いな方でなかったと思っていますし、書けると思ってるんですよ。当然、これからのまちづくりっていう視点で考えたときには、やはり、新ひだか町から都会に出ている人たちが、やはり情報を得るときに何を見るかっていうと、ホームページを見たり、町長のコラムを読んだりっていう人は多いと思います。そういう意味では、他の町がどうであれ、我が町のことでいんですけれども、せっかく書いているから、私は更新を早くして読む側になってくださいというお願いなんです。ですから、町長一人で書かなくても、こういう一般質問でも、私たちは町長とっていても、担当を決めて課長や部長が答弁するわけだから、別に町長じゃなければだめだというものではないので、町長プラス総務課がいいのか企画課がいいとかは別としても、チームを作って、町長がなるべく書くけれども、最低でも上旬の2、3日中には書く体制をつくりながら、町長が月に1回でなくて、2回でも3回でも状況によっては書き足していてもいいし、最低でも町長の体調だとか都合がある日もあるから、他の部長は嫌な顔してるけど、部長でもいいし、誰かが書くという、つないでいて情報を発信するということが大切だと思うので、町長、チームとして書くっていう姿勢っていうのは無理でしょうか。

○議長(細川勝弥君) 町長。

○町長(酒井芳秀君) 今まで書いてきたコラムは全部自分で書きましたんで、まとめれば相当分厚い枚数の多いことになろうかと思いますが。ある人に言われたんですよ、あれ町長、自分で書いてるのって。いやそうなんだって。そりゃ大変でしょうって。書くことによってその、結局、公の人なものですから、公人という町長という立場で書くことで、それが非常に、何て言いますか、重く受けとめられるだろうというようなことでかなり慎重に書いているんですが、一応、中ではチェックを受けております。でも、今のご提言ですね、前向きなご提言として伺って今後検討したいと思います。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 前向きな答弁としてとらえますし、町長コラムって書いているから、ほとんどの人は町長とっていても、新聞社も同じように最後の方に町長以外の人もチームとして書く場合なら、町長書いたときは町長って書くし、総務部長書いたときは総務部長の名前書いたっていいわけだから、今回は部長が書いたんだなって言えば、町長がこんなひどいもの書くわけないなと思うかも知れないから、それはちゃんと名前入れることによって防げますので、その辺は

チームケアの中で、情報を発信するという意味で活用していただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊のことなんですが、過去の4名は怎么样了、ちょっと答弁でわからなかったんですけど、今は静内にいないで、皆、去ってしまったんですか。

○議長(細川勝弥君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) 壇上ではちょっと答弁漏れておりましたけども、過去の4名の方について、それぞれご説明を、簡単にさせていただきますけども、まず最初の方につきましては、25年4月1日に採用されまして、2年間、協力隊員として努めた後に、その後、2年間、町のパートタイム職員としてお勤めいただいた後は、今現在、札幌のほうに住まわれております。2人目につきましては、25年1月に採用になりまして、不慮の事故によりまして約1年6月後に退任されております。3人目の方につきましては、27年の4月に採用されておまして、約6カ月ですけども、自己都合により退任されております。4人目の方につきましては27年の4月に採用されまして、約1年4カ月で自己都合により中途退任となっております。

以上です。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 私もちよっとこの結果聞いて驚いたんですが、この地域おこし協力隊員の全道でどんなことかという新聞記事があったんですけども、やはりそのうまくいっているところと、いっていないところに温度差があって、でも私たちからすると、今いる2名にしても、馬力本願がいいかどうかは別として、ここで議場を使って高校生が発表してくれたり、プレーヤートークであったり、ビブリオバトルであったり、または、町内にこだわることなくほかの町村に行っても刺激を与えたり、いろんなことしてくれてますよね。そういう意味では、今、私たちの町にない能力を持った、若い人が入ってきて刺激を与えてくれる。それは若い人たちも婦人の方たちも、いろんな人たちがいい刺激を与えているんで、やはり、そういう知識や経験を持った人たちが居ついてくれる町でなければ、それこそ移住促進だ何だって、ある意味では言っていないながら、せっかくこういう能力のある人たちが、理由はそれぞれ違うとしても、半年であったり1年ちよっとであったりという形でいなくなってしまうというのは、もしかしたら、やりがない町なのか、その人たちの評価がなかなか認めてくれなくて、いっちゃうものなのか、数字だけ聞くとあまりいい町でないんでないかって思われたら逆効果ですよ。その人たちがほかに行って、うちの町の悪いこと言ってるかもしれない。逆にですよ、それは。いいいいって言ってくれたら、いるはずなんだから。だからそういう意味では、もっとこういう地域おこし協力隊の人たちの能力を引き出して、役場の評価もだし、けっこう町民には人気あるんですよ、プレーヤートークでも、こんなにいいものかって言うぐらい、だんだんだんだん増えてきて、人気あるぐらい、町民に刺激与えているわけですよ。若い人たちも発表の場が与えられてよかったって言っているぐらいですから、なぜその人たちが長く続かないのかが疑問点なんですけど、今の2名は怎么样了、任期持ちそうなんですか。

○議長(細川勝弥君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) 先ず、最初の採用させていただいた4名につきましては、壇上でもご答弁させていただいたとおり、ちょっと任用形態が町の臨時職員みたいな形態でお仕事をしていただいた中で、自分の持っているスキルをなかなか生かせなかったというところがあったように反省しました。そこで、企画課のほうで、今回というか、一昨年ですか、採用させていただいたお

2人につきましては、非常勤の特別職という時間帯を拘束しない、朝から晩まで役場の事務机に座っているということではなくて、定期連絡ですとか、月時報告ですとか、そういう形態を最低限持って、なるべく自分たちの活動がしやすい環境を、反省を踏まえた上で整えて、こちらのほうに来ていただいたという経緯になっています。今後、まだ任期、まだまだ来年度まであるんですけども、お1人につきましては、自己都合により今回で退任したいというようなことがありますけども、もうひと方につきましては、今、うまキッズ探検隊のような馬文化の伝承のほうの活躍を相当されておりますので、今後もそのような中で、任期満了までには、いろいろな経験を踏まえて、この町にいろいろな機会を設けて、定住の方向で進んでいただけるものと思っております。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 理由は問う気はありませんけれども、せっかく私たちがこう見たり、そういういろんな行事に参加している中でも、非常にいいもの持っているなという人が、やはり、この町を去るというのは非常に残念な思いで、そういう意味では、何が原因なのかわかりませんし、何が悪いのかもわかりませんが、やはり町外から来た人が、住み続けることができるせっかく来たチャンスですから、そういうような、この地域おこし協力隊というものが、今後とも続けるという予定であれば、できれば残って住んでいって、新規就農者は農業のほうだけれども、やっぱり文化であったり、極端に言ったらスポーツであったり、違う方向でもいいと思うんだよ。そういう人たちが残って住んでくれるっていうような、ぜひ位置づけをしながら、その人たちの活動の支援をしてあげていただきたいと思います。

次に、雪害対策ですが、私が思うには、私のブログとかフェイスブックにいろいろ入ってきたりして、いろんな人とも情報交換はしたりもしているんですが、1点は、去年から、災害等起きたときに、うちの議会事務局通してメールが入ってくるんですけども、例えば今回の場合でも、本沢なり、さっぱり、どの程度の被害があるかという、勝手に動いて怒られるかもしれないけど、少しぐらいは回りたいと思って回って事務局に情報はどうだって言うと、まだ入っていませんという形で、なかったのね。そういう意味では、せっかく今回、議員にもいろんな情報をくれることにはなっている。あんまり逆に担当課に直接聞いても皆で聞いたら、それだけでも時間が経っちゃうから大変だと思って、メールで入ってくる方法はいいと思うんですけど、中間報告でさえ聞いてくれやってみても、まだ入ってないんです、まだ入ってないんですという、私たちが町民に聞かれても答えられないし、議員としてどれだけ調査をしていいのかっていう判断もちょっと迷ったりするので、今回の雪害もそうですけど、議会事務局に対する連絡ってというのは、どんな対応になっているんですか。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 議会事務局のほうと、町のほうと、そこら辺の情報共有ということで今、進めております。災害の発生の可能性があるとかがというときにも情報共有しております。それで今回については、その大雪のビニールハウスの被害等々なんですけれども、前段で農政課のほうから、農政課長から答弁させていただいておりますが、なかなか情報の把握ができなかったという部分があります。これは、農政課のほうの職員も現地の現場調査に出たんですけども、やはり今回の雪の状況で、なかなかそこまでに行けない。逆に、戻ってきて、それを、例えば総務のほうに連絡をいただくっていうふうになっても、そこに進むのに時間がかかったということ

で、なかなか総務のほうにその情報が来ないと我々も議会事務局のほうに情報を伝えられないという部分があって、そういうような状況もあって今回、集約が若干ちょっと時間的に遅れてしまったってことで、その部分についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 災害の今回のボランティアのことなんですが、私もこれだけの被害があると、住民同士の助け合いといってもそれぞれ自分のとこの除雪だけでも大変だし、仕事があるとなかなかボランティアに行きたくても行けないというような状況があります。それで、自衛隊にも個人的に親しくしている人もいたので、相談をしたら、やっぱり隊として出るということは原則がありますからなかなか難しいんだということもあったんですけども、次の日には、ここには載ってませんけれども、自衛隊の方々が実は22日と24日に出たということになってますけども、もっともっと早くボランティアで出て、除雪をやってくれている人たちがいましたよ、助かりましたというのがあったんですけど、この自衛隊の人たちのボランティアというのは、この日にちだけでなく。もっと早くから入ってたっていう実態もあったんじゃないのかな。ちょっと確認したいんですけど。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長

○農政課長(秋山照幸君) 対策本部の事務局させていただいている農政課としては、本部で、自衛隊さんの中にあるボランティア組織についても、支援要請したほうがいいんじゃないのではないかとこの話を踏まえて、確か15日か16日付で文書を出させていただきました。それを受けて、そちらの代表の方と、うちの事務方でお話をさせていただいて、そしたら具体的に何日から入れるでしょうかと、今の状況等お話をさせていただいて、そして先方につきましても、隊として動くということではなくて、ボランティアを募らなきゃならないという部分でのお話だと認識してございます。結果、22日から24日、それぞれ50人、60人の規模で入っていただいたというところで、それ以外の部分での、現地に入ったというところについては、私どものほうには報告がないというか、認識はしてないところであります。ただ、実態としてあったかどうかというのは、今ちょっとわからないです。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 確認をしていないということなので、いいんですけども。多分それは、ボランティアというのは、今後のボランティアもそうですけど、組織を通してするボランティアもあれば、本当に全く個人的な関係でいくボランティアもあれば、自衛隊員でも個人的に休みのときに、友達だし行くっていう人もいると思うのね。それを把握すれとは言いませんけども、ちょっと、1人や2人でない人たちが、早い時期に、多分個人的な判断でも入ってたっていうことをお聞きしましたのでね。ただやはり私たちは、駐屯地があって、ただ訓練をしてるとか何かっていうだけでなく、災害であったり、スポーツや文化であったり、いろんなときには交流もあれば、お世話もあればボランティアもしてますよっていうことは、やはり知っている範囲においては、聞かれたりしたら答えるって言うのがありますのでね、ですから、ここにあるだけでなく対策本部なりで最終的な集約する時には、多分、これに載ってこないようなボランティアの人たちもいて、支えられて復興になったっていうような捉え方はやはりしてもらいたいというのがありますので、最後の締めるときにはやはり、農家さんの方々もあの個人的なメールで入ってきたりするときには、手伝ってくれて助かったのもあるんだっていうのもありますので、その辺も集

約することによって、みんなで支え合う町ということがあるべきだと思うので、その理解をしていただきたいと思います。で、ここでの最後なんですけど、経過についてはわかりましたけれども、今後どうということが起きてくるかという、池田議員の質問にもありましたが、除雪で終わったわけではなくて、新規就農で入った人たちも、何とかしたい、継続したいと意欲を持ってらるって新聞報道とかもありましたし、そうすると、1棟300万かかるっていう、10棟つくるったら3,000万ですよ。やはり、このハウス栽培やってる人たち、新規就農もそうですけど、資金力のない小さい農家の人たちが多くですよ。そうすると、これは町だけの問題でなくて国や何かはその資金援助はできるのか、助成制度があるのかどうかということにつながってきますけども、一つの考え方なんですけど、これは提案ですけども、今、いろんな寄付の集め方もいろいろありまして、町と農協とぜひ相談して、目的がきちっとしてるとクラウドファンディングとってお金を集めることができます。ですから、例えば農家が今一番、ハウスをつくってやっていくときに一番困るのはお金なんです。それをただ国に、くれくれって言ったって、どれだけ出してくれるかもわかりませんから、ふるさと納税で少し貰ったお金もありますけれども、クラウドファンディングで私たちの町の小さなハウス農家が、これだけ困っているんだと、このハウスを再建していくためには1棟300万かかるということも踏まえて、10億を超える災害をどう元に戻すかということの中で全国に、この目的に賛同する人たちに少しの寄付をお願いしたい、出資してくれというようなことをやると、お金を集める方法があるのね。そういう意味では、これも一つの方法ですので、ただ国や道に頼むだけでなく、我が町の問題として農協と相談して、そういうための支援をしてもらってという方法なんかもあるので、これなんかやってみたらどうでしょうか。

○議長(細川勝弥君) 秋山農政課長

○農政課長(秋山照幸君) そのような方法があるというのは、今ちょっと初めて認識させていただきましたので、農協等々、事務方と話をさせていただきながら検討してまいりたいと思っております。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 最後に各病院連携のことなんですけど、我が町は多分、全国でも珍しいぐらい公的な医療機関っていうよりも、民間の占めるウエートが高い町っていうのは、そう多いわけでもないんですけど、病院間の連携の中で大切なことは、町長は町立病院を持っているから、町立病院の院長とは話したり連携しても、他の病院とは連携しなくてもいいという立場ではないと思うんです。今の町立病院の小松院長は非常にああいう性格の人ですから、コンサートをやったり歌を歌ったり、おい飲むぞって言ったら出てきてくれたり、会議体以外の付き合いもしてくれますけども、以前私が、前々回の保健所の所長だったかな、2人で飲むべって言ったら、指導する側、チェックする側と事業者だから駄目だって言って、どうやって飲んだらいいって言ったら、町長と入れて3人ならいいって言うから、町長誘って飲んだことあったんですけど、やはり静内の病院長たちと町長が音頭をとって、年に1回くらいは情報交換しましょうと。食事をしましょうっていう形で、民間病院の先生方が緊急対応も含めていろんな意味で、訪問診療も他の町と違ってやってくれる先生もいますから、年1回くらい院長を集めて情報交換をする。もちろん、そこに町立病院の院長も民間の院長も入れてね、そういうリーダー性も私は町長にあってもいいんじゃないかと思うんですけど、町長、どうですか。

○議長(細川勝弥君) 町長。

○町長(酒井芳秀君) 病院の先生方とコミュニケーションを取るということは大事なことだと思っていて、そういうような機会は、順調にやれたところは年に1回くらいだったんですが、少し事情があったときがございまして、ちょっと休んでまた始めたということになっております。私もその、先生方の動向というか、それを察するに相当忙しい方だろうな、それから、夜も昼間の仕事で疲れて、そういう機会がとれるのかどうかという、ちょっと考え過ぎかもしれませんが、そういうこともあってあまり個々に、あるいは複数の先生方と、要するにプライベート的な、私的なおつきあいのコミュニケーションというのは、なかったのが現状でございます。ただ、町立病院の院長とは、そういう機会は比較的あったというふうに言えると思います。今後、私もそういうことを考えて、何かのその、季節のいいときには野外でバーベキューでもしたらいいんじゃないのかってというようなこと、確か言ったような記憶あるんですけど、先生方のお忙しさが、その日その日でまちまちであるとか、なかなか日程調整が煩わしいだろうなってことで、あまり強くはそういうことを進めてなかったということでございます。今後はますます、医療・福祉の連携も、地域包括ケアシステムの構築とかっていうところで必要かと思っておりますので、念頭に置いて、なるべくそういうような形をとってまいりたいなと思っております。

○議長(細川勝弥君) 18番、下川君。

○18番(下川孝志君) 町長の前向きな答弁得たと思って終わりますけれども、今、静内の院長先生方も、昔は大先生いたんですけど、今、だんだん若くなってきて、歌も歌えば酒も飲む先生方もいますし、声をかけないと始まりませんので、やはりそれは町長ですし、部長連中でもそうかもしれませんが、いろんなドクターもいますので、そういう交流をしながら、うちの町の命と健康と安全を守るってことの仲間として、そういうような場も積極的に使っていくということをお願いをして、質問を終わりたいと思いますありがとうございます。

○議長(細川勝弥君) 説明員の入れかえがありますので、少々お待ちください。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○議長(細川勝弥君) 次に進みます。

19番、谷君。

[19番 谷 園子君登壇]

○19番(谷 園子君) 通告に従いまして壇上より質問いたします。使用料・手数料の見直しに関する基本方針についてです。このたび町は受益者負担の原則、負担の公平性からすべての使用料・手数料の見直しを行う方針を出しました。また、幅広く認めてきた減額や免除制度の基準も見直し、整理統一化していくとしました。けれども市町村の使用料・手数料というものは、家計に直結し町民一人ひとりにとって、負担の実感が非常に大きいものです。その一方で、自治体財政全体への寄与度は僅かなものではないでしょうか。町民からすれば、行政サービスの利益を受けると言われても、例えば公営住宅や水道の使用料などは、最低限命や暮らしに必要なものはずです。今、私たちの暮らしは、給料は上がらない、物価は上がる。年金は下がるのに介護保険料は高くなります。このような暮らしの実態、収入の実態があるときに使用料や手数料を見直ししていくというのは、町民の暮らしに追い打ちをかけていくものになりかねません。町民に負担をかけていくような見直しであれば反対です。今、なぜそのような見直しをするのか、目的は何かをお

聞きします。平成 27、28、29、30 年度の町の財源、一般会計歳入项目的構成のうち、使用料・手数料は全体の何パーセントを占めるのでしょうか。使用料・手数料の見直しで、どの程度の財政再建が図れるとお考えですか。

次に、公共料金としての見直しが住民生活に与える影響についてどう考えているのでしょうか。料金基準のいかんによっては、住民の間に行政サービスの効果をより大きく発揮したり、あるいは効果を弱めてしまうことが起こります。例えば、一般に料金を高くすると、低所得者が利用から遠のきます。会館、ホール、スポーツ施設などの利用料金が高くなれば、一般の人も気軽に利用できなくなります。町民の文化的活動、自主的活動にブレーキがかかりませんか。ごみ処理も有料化で不法投棄が増え、かえって環境衛生の行政効果が弱まる事態になったりします。町で行うがん検診などで、検診料が高いと、受けにくくなることも起こります。町は今回の見直しに当たり、住民生活の影響、つまり行政効果に与える影響。つまり、行政の目的と効果に照らして行政効果に与える影響をどのように考えていますか。

以上です。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(細川勝弥君) 上田総務課参事。

[総務課参事 上田賢朗君登壇]

○総務課参事(上田賢朗君) 谷議員ご質問の使用料・手数料の見直しに関する基本方針についての一つ目、今なぜそのような見直しをするのか、目的は何かにつきまして、ご答弁いたします。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、住民に行政サービスなどを提供しております。行政サービスなどを提供するには、当然、コストがかかりますので、住民から税金などの負担をしていただいております。その中に、使用料や手数料も含まれておりまして、使用料及び手数料は、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得て条例で定められております。これまで使用料・手数料を含む住民負担につきましては、法律を参酌するものを除くと町独自で決めておりますが、行政サービスの実行に主眼が置かれ、その後のコストと住民負担については説明責任できる材料もなく、近隣町村との比較のみで決められたものや政策において減額されたものなど、残念ながらコストを考慮しないで条例制定されたものが多く、今回の見直し作業の中で使用料単価などが決められた経緯が不明であるものが数多くございました。今回の見直しにつきましては、各行政サービスにおいて、コストがどれだけかかってどれだけ負担が必要か、税金をどれだけ投入するかを明確に説明できるよう、積算基礎を定めようとするのが最大の目的であります。しかしながら、これらの見直しが合併後一度も行われていない異常な状況であり、コストも大幅に増加している中、全てを税で賄うには困難があることから、一定程度の値上げも考えなければならないと考えております。

町民に負担をかけていく見直しであれば反対であると言われましたが、コストと負担の差は、最後には、最終的には町民の負担となります。負担を避けるのならば、行政サービスの廃止や圧縮をすることとなり、必要な人へ必要な行政サービスを提供することが困難になるものと考えます。これを避けるためには、コストと受益に負担を考えて、サービスのあり方や選択をしなければならないと認識しておりますので、今回、全体を見直すこととしたところでございますので、ご理解願ひます。

次に、二つ目の平成 27 年度から平成 30 年度までの一般会計歳入に占める、使用料・手数料の割合についてでございますが、平成 27 年度の決算ベースでは、4 億 9,017 万 4,736 円で、2.7 パ

ーセント。平成 28 年度の決算ベースでは、4 億 8,513 万 6,714 円で 2.7 パーセント。平成 29 年度は 3 月補正後で、4 億 8,970 万 4,000 円で 2.9 パーセント。平成 30 年度は当初予算ベースでございますが、4 億 8,604 万 7,000 円で 3.5 パーセントとなっております。

次に、三つ目の使用料・手数料の見直しで、どの程度の財政再建が図られると考えているのかと、四つ目の町の今回の見直しに当たり、住民生活への影響、つまり、行政の目的と効果に照らして、行政効果に与える影響をどのように考えているのかにつきまして、あわせて、ご答弁いたします。今回の見直しでどの程度の財政再建が図れるのかとのご質問ですが、本町の財政は、財政再建が必要なほど悪化しておるのではなく、硬直化が進んでいることから、この状況を続けていくと財政破綻につながるので経営健全化していくのではなく、つながるので健全化を図ろうとするものでございまして、行財政改革の一つとして、実施しようとするものであります。歳出におきましても、現状の施設やサービス提供を、ただ維持継続するのでは経常的な経費の削減を図られることはございませんので、常に事務事業の見直しや効率化を図っていかなければなりませんし、施設の維持管理につきましても、指定管理業務委託などの民間の経営ノウハウの導入など、その運用方法の見直しが必要となってくるものと考えてございます。また、現在実施してございます、新ひだか町ファシリティマネジメント推進計画に基づいた公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを実施していくことで、稼働率や費用対効果の低い施設の統廃合や施設によっては長寿命化を行うなど、各種施設の整理を行っていかなければ、経常的な経費の削減は図られないものと考えてございます。これらの行財政改革を実施していく中で、経常経費の削減とそれらを維持する財源の確保が急務と考えてございまして、これらを行うことで行政サービスの低下を招くことなく、安定的継続的なサービス提供が可能になるものと考えてございます。今回の使用料・手数料の見直しにつきましては、ただ単に一律料金を増額するという考えではなく、あくまでも現状の行政サービスにかかるコストを把握した上で、適正な料金を検討していくというものでございまして、料金が高くなるものもあれば、当然低くなるものもあると考えてございまして、具体的内容につきましては今後検討を行いますので、今はお答えすることができませんが、料金の案ができましたが、改めて内容ご説明いたしまして、ご審議いただくものと考えてございます。使用料・手数料の見直しにつきましては、かかるコストに対する利用料の見直し等を行うという趣旨でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長(細川勝弥君) 19 番、谷君。

○19 番(谷 園子君) ご答弁いただきましたので再質問に入りたいと思います。一番初めに、確認しておきたいんですけども。地方公共団体としての役割ってことです。ご答弁の中で、コストと負担の差は、最後は住民の負担だっていうふうに、で、負担を避けると行政サービスは廃止か圧縮になって、必要な人に必要な行政サービスができなくなると。だから、これだけ経費、コストがかかるから負担しなさい。負担して当然っていうふうに聞こえたので、なんかまるで民間企業が言ってるみたいだなっていうふうにちょっと感じたんです。確認しておきたいことは、税金と受益の関係なんですけれども、先ず、住民っていうのは、納税者として行政サービスを受ける基本的な権利と資格があるってことですよね。本来は税金で賄うところを、でも、全てが無料提供ではないと。使用料・手数料についても、一定の負担を求める。先ず、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長(細川勝弥君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 今、谷議員おっしゃったとおり、その理解で問題はないと思います。

○議長(細川勝弥君) 19番、谷君。

○19番(谷 園子君) 今回、受益者負担だと言って、あたかも原価に見合う料金負担っていうことをしてもらっているような形を出してきているように思うんです。そういうのだと公共、地方公共団体の役割だとか基本から離れてしまうのではないかと。先ずそこを言うておきます。先ほどの答弁で、財政の硬直化が進んでいるから健全化を図る、そのための行財政改革の一つとして今回の見直しを行うということですね。かかるコストについて負担をしてもらわないと、行政サービスの維持ができないって言うてるんですけども、すごく変だなと思うことがあって、30年度の予算説明の中で、財政硬直化の最大の要因が行政サービスの多種多様化で経費が増大したこととか、見直し不足云々だっていうふうに言っているんですね。まるでサービスが多過ぎたから、取り捨て選択をするし、町民にはコストがかかるから負担をってもらうよっていうふうに、町が出してるのかなど。これでは結局、うちの町の行財政改革っていうのが、厳しい町財政を町民負担で乗り切ろうとしているように聞こえるんですが、そうなんですか。

○議長(細川勝弥君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 谷さん、ちょっと勘違いされているのではないのでしょうか。基本的に、行財政サービスは、町民の税金等で賄うのは当然でございます。ですけども、町税っていうのは、あくまでも所得だとかから計算されて、一定程度しかいただくことはできません。そのいただける税金の中で、行政サービスを展開していくしか方法というのは基本的には地方公共団体にはございませんので、それを超える部分につきましては、例えば特定の者が利用するだとか、特定の方の助成をするためには、一定程度負担をいただくしか町の財政的に行政サービスを提供することはできないということでございます。ですから、ほかに例えば、財源が求められるのであればその財源を持って行政サービスを展開することはできると思いますけども、基本的に町がやる事業については、税金だとか、使用料だとかそういう町民の負担から、行政サービスを展開していくしか方法がございませんので、こういう書き方をさせていただいておりますし、うちの町の行政サービスなんですけれども自信を持って言えるのは、他の町がやっていない行政サービスもかなり展開してきております。それにつきましても、住民負担をなるべく取らないように、少ない負担でということやってきているというところでは、自負をできるのではないかなというぐらい思っているところがございますので、今後は、ますますほかにも高齢化、少子化がありますので、今後は、もっと行政サービスが広く、それから細かくやっていかなければならない時代に入ってきてますので、当然、選択をしていかなければ、本当に必要なところに行政サービスが行かなくなるというふうに考えていることから、選択を今後はしていかなければならないですし、当然、一定程度の負担はしていただかなければならないという考えのもと、使用料・手数料の見直しも含めてやらせていただきたいということでございます。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) あわせてちょっと補足させていただきますけれども、先ほど谷さんのほうから、コストと負担の差は最終的にはその住民の負担となります。基本的にあの税金をいただいて、例えば道路の維持だとかいろんなものに財源として使っています。それで使用料についてはあるものを使用した分について使用料いただきます。コストが例えば100円かかっている

50 円を負担していただくとなると、残りの 50 円は一般の税金のほうから投入しているということですから、そういう部分も含めて、今回いろんな検討させていただきたいという趣旨で、今回この使用料・手数料の見直しという部分も進めさせていただきたいという趣旨もあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 19 番、谷君。

○19 番(谷 園子君) 今、ちょっとご丁寧に説明していただいたんですけども、今まで、町の財政の安定化のためには、繰り返し答弁なさったことは、歳出規模を削減、小さくすることと、あとは適正な受益者負担を求めるということを、それも使用料の見直しも考えるというようなことずっと言っていたわけです。何を言いたいかと言いますと、町の財政が硬直化している原因、今、行政サービスはたくさんやっていますと。誇れるぐらいやっていますって言うんですけども、本当に突出した、本当に、他の町よりもたくさん行政サービスをやってるのかっていうところなんです。今、日高管内でも隣の町が、給食費の無償化を始めたり、3 町ぐらいは福祉灯油を始めたりしている中で、うちの町がいろいろサービスを切っています。税金と使用料だけで行政サービス行うわけじゃなくて、いろんな国と道からの補助金なり、いろんなものも入ってくる中でやるものだと思うんですね。町の行政っていうのは。言っておきたいことは、財政が硬直化していて、今うちの町厳しいってうんですけども、少子高齢化もあって、人口が減っている、人口流出があると。それと国の政策でやってきてるもので、補助金が減らされていることもあります。でもそれは全国共通ですよ。全国共通でそういうふうになっている中で、うちの町は財政が本当に厳しく、厳しいとほかの町より。で、基金を取り崩して、全国的には基金が 21 兆円規模でほかの町は積み上げている中で、うちの町は基金を取り崩してきているって、そここのところで、なぜうちの町だけ、そうなったのかっていうところのおさえがあると、しなきゃいけないと思うんです。行政サービスだけが原因では、多いということだけが原因ではない、なぜうちの町だけがそんなに厳しくなる。

○議長(細川勝弥君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 難しい話ではないんですけど、例えば、うちの町に町立病院が 2 つあります。こんな町ほとんどないと思います。それから特養も 2 つあります。老健施設もあります。ここに一般財源どれだけかかっているかというのはおわかりですよ。それは何でお支払いしてるかという、町民の税金なんですよ。だから、そういうところにも税金が使われてしまっているので、そういうのも含めて見直しをさせていただきたいということをおっしゃって、その中で使用料・手数料の見直しもさせていただきたいですし、今までこの使用料・手数料の決め方が、基本的に不透明なところもありましたので、そこも見直すということもあって、コストを先ずはお示しして、じゃあ、いくら町民からご負担をいただきますか、いくら税金を投入しますかっていうところを、今後、議会の皆さんと協議をさせて検討させていただきたいということを考えてございます。それから、基金のお話が今出たので基金のお話をさせていただきますけども、全国で 21 兆円という基金ということで、財務省からも、総務省に対してその 21 兆円の基金の話についてはお話が出てますし、民間の国会議員からもその話は出ておりますが、基金の大部分につきましては主要都市圏がほとんど占めております。それと小規模の市町村。町村がやっぱり基金が相当標準財政規模に比べると相当多いということで、指摘を受けているということでございますので、他の市町村については、それほど標準財政規模から比べると多い基金ではございません。

で、小規模市町村で言いますと、標準財政規模の7倍も基金持っている、実は町とかもあるようでございますので、それが指摘を受けているところでございます。それから、大都市っていうのはなぜ基金を持つかと言いますと、交付税の交付がないので、何かあったときに対応できないということで積み立てているということで、総務省のほうはまとめております。うちは、もっと言いますと基金が全く今、枯渇している状況でございますので、財政計画の中でもお示しさせていただいてますけども、目標としては標準財政規模の10パーセントほどは持っていかないと、災害に対応するときだとか、何かあったときに、すぐに対応できないということはございますので、積み立てはしていきたいなというふうに考えております。これらも含めて、新財政計画を立てたこともございます。その一つの中で、今回、使用料と手数料の見直しについてもあわせてやっていきたいというのが基本的な考え方でございます。

○議長(細川勝弥君) 19番、谷君。

○19番(谷 園子君) うちの町が基金を取り崩しながら、町債たくさん借入しながらしてこなきゃいけなかったのかということと、コストが大幅に増加するから、一定の値上げもやむを得ないって言うんですけど、そのコストの増加の原因っていうのが何なのかということです。町民福祉課センターの維持管理費2,000万円って今年なってますね。私が今、言うことは、いつも町が認めないというか、食い違うことではありますけれども、はっきり言って、合併後に有利な借金だと言って、大型公共事業などをずっと続けてきたと、この町は。そして起債償還とか維持管理費の負担が大きくなっています。それが財政を圧迫してるっていうことは、おさえなきゃいけないと思うんですよ。それなのに町民サービスが多過ぎたとかね、そういうように、行政改革をするのに町民に財政が厳しいことのしわ寄せをするっていうのはおかしい。おかしいんじゃないですか。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 先ず、根本なんですけども、今回の使用料・手数料の見直しについては、最終的にどの項目を現行の料金から上げる、下げるっていうのはまだ決まっておりません。今回の定例会の後に、実は全員協議会をお願いいたしまして、説明もするんですけども、それについても、一定の基準の中で人件費だとかいろんな係る経費がこういうふうにかかっているの、現状の料金とその計算の上で出てきた料金との違いを、先ず、皆さん、議員さんのほうにご理解をしていただくためにお示しをしたいと。それで、先ほども言ってますけれども、必ずしも全部値上げをするということではないです。再度調べた中で、現行の料金よりもコストがかかっているものについては、当然それ下げていかないとならないんだと思ってるんです。ですから、この合併後十何年間、使用料・手数料の料金について、今まで再度見直していうのを行ってきませんので、この時点で一旦、どういう料金が正しい形なのか、もしかしたらその中には、政策的に料金が違っていても、これはちょっと仮定ですからあれですけども、段階的に上げていかないとならないものがあるのか、それから減免をどういうふうにやったらいいのかっていうのを考えないとならないというふうに思っておりますので、先ずは、こういうふう到现在行の料金がかかっている、それを皆さん議員の皆さんもそうですし、町民の皆さんにも、ご理解をいただくというのが第一の目的でございますので、そこをまずご理解をいただきたいと思います。

○議長(細川勝弥君) 19番、谷君。

○19番(谷 園子君) まだ具体的に上がるとも下がるともしてないと。ただ、町はコスト計算

をして、コストがどのくらいかかるか町民に説明して、応分の負担を求めていくというような説明をしていますので、この質問に対しては終わりますけど、やっぱり、ちょっと財政の硬直化の原因が、行政サービスが多過ぎたっていう理由で、行政改革をするためには使用料を見直す、使用料を見直していくっていうことは、町民にはちょっと納得できないということは言っておきたいと思います。

次の質問ですけれども、財政の寄与度っていうことでどうなのかって、全体の中で 2.7 パーセントから、今年は予算ですけれども 3.5 パーセントということでした。自治体の歳入全体の中でね、全国の使用料っていうのがどれくらいなのかっていうのは、使用料・手数料の占める割合っていうのはどのくらいなのかっていうのは押さえていますか。

○議長(細川勝弥君) 上田総務課参事。

○総務課参事(上田賢朗君) 全国の団体の使用料・手数料を占める割合というのは、ちょっと押さえてございません。ただ、使用料・手数料につきましては、法に基づくものは法に準じて、都道府県で決めているものは、都道府県に準じてというふうなことで定めておまして、使用料・手数料はその団体で決めれるというふうになってございますので、その団体によって割合はかなり違ってくるものと思っております。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 補足してご答弁させていただきますけども、使用料・手数料、これについては、全国の数字っていうのは当然あるんだと思います。今、言ったとおり、それを今、手元に資料がないので何パーセントというふうにご答弁を申し上げられませんが、これについては自治体のいろんな状況によっても違うと思っております。例えば、産業の形態だとか、いろんな形態にもよりますし、どういう施設があるかによっても使用料・手数料の割合っていうのは変わってきますので、それは一概に、隣の町がこうだからとか、ここの町がこうだから、うちがそれと同じ率にしなければならぬっていうものはないというふうに思っております。

○議長(細川勝弥君) 19 番、谷君。

○19 番(谷 園子君) 決して他の町がこうだからっていうことを言いたいのではないんですけれども、28 年度、平成 28 年度の地方財政白書によると、全国的には、平均僅か 2.1 パーセントなんです。それぞれの自治体の施設とかいろんなものとか状況によって違うっていうことなんですけど、うちの町は決して町民負担が少な過ぎるとかということではないと言えらると思うんです。例えば、ごみ袋のことをちょっと言いたいんですけど、今 80 円の 1 つごみ袋を、もし 1 割値上げしたら 88 円になって、10 袋で 880 円になるんです。やっぱりそれでも町民っていうのは、「高くなったな」って、すごく「えー」って思う。ダメージ大きいと思います。ただ、その 80 円の値上げっていうのは、うちの町全体の中では 0.0 何パーセントくらいしかないと思うんですよ。いや、それ何が言いたいかって言いますと、壇上でも言いましたけれども、すみません。今、上げるとも、下げるとも言っていないっておっしゃってましたけども、やっぱり町民の実態っていうか、やっぱり今、50 円でも、100 円でも安いものスーパーに買いに走るっていう町民の実態もありますし、やっぱりそういう、今回の見直しに当たって、やっぱり暮らしの実態とか町民のそういう事態の中で、そういう使用料の見直しっていうのも考えているっていうことですか。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 0.1 パーセントだから見直しをしなくてもいいだとか、そういうよ

うな考えは持っておりません。ですから、今回、使用料・手数料っていうのは非常に多い項目ありますから、それが、例えば1件、1件の使用料であっても、それは当然見直しをかけるべきなんだろうというふうに思ってます。ですから、それが0.1パーセントだから町財政の占める割合からしたら、少ないからいいだろうっていうことにはならないというふうに思っておりますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

○議長(細川勝弥君) 19番、谷君。

○19番(谷 園子君) 小さい、しつこいって言われるかもしれないんですけども、やっぱり町民は自分のお財布からそういうふうにお金が出ていくのに、変な話、立派な建物は建っているっていう中で、「いやぁ値上げか、もし値上げになれば、やっぱり暮らしにくい町だわ」って、何でもちょこちょこ値上げしてって、やっぱりそういうふうになりかねないです。それ上げるとも、下げるとも言っていないと言うんですけど、値上げはやむを得ないという答弁もありました。

私の4番目の質問に移ります。それで、4番目の質問ですけど、全然答えてくれてないよと感じました。行政の目的と効果っていうことなんですけど、例えば公共施設の役割でいいますと、公民館とかは、文化とか芸術とかそういう活動で一人ひとり、人づくりも勧めるような、そういう目的があるはずですよ。体育館なんかにも、生涯スポーツの町宣言とか掲げて、やっぱり健康やかな体づくりだとか、そういう目的を持ってるはずですよ。ですから、公共施設っていうのは定額で多くの人に使ってもらおう。いかにたくさんの人に使ってもらって、利用してもらって初めて効果もあるし、そういう施設の意義っていうのかな、目的が達せられると思うんです。言いたいのは、その利用料金をコスト計算で決めてもいいのかなって、考えてもいいのかなってことです。具体的言うと、減免制度の利用だと思うんですけども、公民館でサークルは会場費が使用料1回500円ですよ。月4回活動すると2,000円です。もしこれを100円上げて600円にしたら、月2,400円になって、そうなったら年間になると高くなると。だから、月4回を3回に、活動を減らそうかなとか、そういうようなことが起こるのではないかっていう意味です。そういう自主的な活動とかにブレーキになっていくんでないかっていうようなことで質問しています。そういう視点から、減免も含めての使用料の設定っていう、そういう視点は必要ではないかということはどう考えますか。

○議長(細川勝弥君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 確かに、今サークルで1回使うと500円で、今、月4回使ったら2,000円で、それが100円上がったら2,400円というのは、計算上はそのとおりだと思います。ただこれを一般の家庭に置き換えていただきたいと思うんですけど、一般の家庭でも、値段が上がったら回数制限するだとか、それとか違うところ自分たちで削りますよね。そういう感覚になるんじゃないかと基本的には思います。それともう1つ、最終的にはお話をさせていただきたいんですが、今回、壇上でも上田参事のほうから答弁させていただきましたけども、行政サービスにどれだけコストがかかっているかっていうのを、先ずは皆さんにお知らせしたいなと思ってます。その上で、このコストにかかる負担を、例えば全部負担を税とするのか、25パーセントしてもらおうのか、50パーセントしてもらおうのか、75パーセントしてもらおうのか、全部負担してもらおうのかっていうところも、今後検討していかなければならないかなということを中心に考えていきたいなと思ってます。その上で町民が、例えば100パーセントも負担するんであれば、もうこの施設以外いらねえっていうことであれば、そこは廃止だとか、統廃合してくともありますし、

運営形態を今度は変えていくという方法もあるのかなと思っております。町の財政も一般家庭財政と同じですので、そこはご理解していただきたいと思っております。

○議長(細川勝弥君) 19番、谷君。

○19番(谷 園子君) 町の財政と一般家庭の財政、同じようなものだって説明ですけども、一般家庭でも、必要なことをやろうとしていたときに、例えば、サークル活動で会費を払うのに、それで高くなっちゃったら。そういう社会教育団体なりサークル団体なりで、もうこんなに家計に響くならもうちょっとサークル行くのやめようとか、減らそうとか、それは、そうになっていく町っていうのは、暮らしやすい町なのかっていうことです。本当に元気が、元気の出る生き生きした町っていう意味で、そういうふうにぎりぎりの財政状況だから町民にも負担を求めると。そして家庭でも削ってくださいと、そういうのが当たり前だよってなったら、町の、やっぱり最初に言った、住民の福祉増進っていう目的から離れていくんじゃないかと思います。で、やりとりがかみ合わないって思われていると思いますけど、最後に町長に2点お聞きして終わります。

町長選挙がありますので、しっかりと町長にお聞きしておきたいんです。町長の2018年の公約のスローガンですけども、安心と希望のまちづくり。私たちの後には、子や孫が続くと。骨格予算の編成方針の中でも、この町に暮らす人々が暮らしに幸福と充実を感じ、生涯を通じてこの町に住みたいと思えるまちづくりの実現。そのためにも現実性のある財政運営が必要だっていうふうにも言ってるんですけど、今、この町は、ひと月5、6万の年金の高齢者も増えていて、やっぱりその人たちも安心して暮らせる町っていうことですよ。子育て世代とか若い人たちにも住み続けてもらいたいとそういうことだと思います。それなのに今回はコスト計算をしてコストもかかるから、ちょっと町民にも負担してもらおうし、行政サービスは過ぎたので見直しして選択をしていきますよっていうことは、言っていることと、やっていることと違うように感じるんです。その点で町長はどういうまちづくりをしていきたい、していこうとしているのかっていうこと1点、お聞きしたいのと、もう1点は、

【何事か言う人あり】

○19番(谷 園子君) 通告がないってどういうことですか。使用料と手数料の見直し方針の中で、減免基準の整理統一化ってあるんです。今まで町の社会教育施設や体育施設では、高齢者、障がい者などへの配慮や、社会教育団体、社会福祉団体などの活動を支援推進する観点から、使用料の減額や免除幅広く認めていたと。それを受益者負担と公平性から見直しますというふうに、このなっていますね。町長はそういう高齢者や障がい者への配慮とか、町のためにいろいろ頑張っている団体への支援とか推進っていうのをなくしていくっていう考えなんじゃないかな。住み続けたい町っていうのでしたら、こういう制度こそ充実、さらに充実していく必要があると思うんですけども。この2点について町長にお聞きします。

○議長(細川勝弥君) 坂総務企画部長。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時47分

○議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

19番、谷君

○19 番(谷 園子君) 先ほどは誤解を与えるような質問をしてしまいました。改めて質問をさせていただきます。町長は今回のこの使用料・手数料の見直し方針についてどのようにお考えですか。

○議長(細川勝弥君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 町長へのご質問でございますけども、代わりまして私から一言申し上げたいと思いますが、先ほど、谷議員が心配されておられる、この使用料・手数料が上がることによって利用が制限されたり、そういう心配をなさってるんだと思います。もとよりでございます。私たちの目的は、前段、谷議員がご指摘された、住民が楽しんで暮らせるまちづくりというか、この町に住んでよかったまちづくりっていうのが大前提でございますから。ですから、今回の使用料・手数料は、先ほど来、総務企画部長、総務課長が申し上げてるとおり、数年来、合併後一つも見直しをかけてないコストは、今現状の使用料・手数料と合っているのか。こういうことを一度見直す機会を設けたい。ですから、恐らくコストが上がるものもあれば下がるもの、下がっているものもあるでしょう。ですから、それがそのまま使用料に跳ね返すとかって申し上げているのではなくて、受益者負担の原則的に言うと、例えば、以前もこれ、合併前にもお話してるんですけど、公園ですとか道路ですとか、こういう公共性の高いものっていうのは、税で100パーセント負担すべきもの。あるいは、趣向的なもので、受益者がほとんど負担すべきものというふうに、項目が分かれてくるんですね。ですから、そこら辺を一つ一つご説明して、見直しについてご議論をいただきたいという趣旨で、今回、使用料・手数料の見直しをさせていただきたいと思っておりますので、3パーセント程度の、言おうとしているのは、相対で3パーセント程度の使用料を何ぼ見直したって、どれだけ財政改革に寄与するんだということもご指摘の一つだと思っております。ただ、小さなところにも目を向けながら、あるいは、財政担当としてはきつい言い方もしていますけれども、大きなくくりでいくと、病院の数だとか、特養の数だとかっていうこともあって、そういう赤字施設がどんどんどんどん増えてきて、国の施策やなんかと相まって、補てん額がどんどん大きくなってきてる。こういうのが今、懸念されている、住民のいろんな公共サービスの締め付けによってきている部分もあって、ですから、トータルでものを見ていかんとならんという趣旨で、その中の一つが、たまたま今回、ご指摘いただいている使用料・手数料の見直しということでございますので、これ別に全部倍にしたからって、3パーセントか6パーセントしかないわけですから、確かにご指摘されてるような大きな効果というか、そこは見込めないかもしれませんが、行政の仕組みとしてサービスを提供する側として、こういうところも一つ一つ検証していかなければならんということも、またご理解をいただきながら、今後、全員協議会でご説明申し上げる使用料・手数料についてご議論をいただきたいというふうに思っておりますので、そういう趣旨で私ども答弁しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(細川勝弥君) 町長。

○町長(酒井芳秀君) 副町長の答弁のとおりであります。それで、この眼前に広がる課題は、やはり丁寧に、もちろん説明をして、そして、最後は議会の皆様方の議決をいただかなきゃならないという手続きを経なきゃなりませんので、ここのところは、先ずはそういう時代の流れに直面してると。税収は減ってって、かかるものにはかかっていくという、これに見直しですとか、いろんな手法があると思いますけども、取りかかっていかなければ、町の将来に希望とか安心とかが

なくなるといふふうに考えて、私自身も、先ほど来の副町長、部長、課長方の答弁を、一生懸命説明していただいているとおりでなと、このように思っているところですが、何よりも手順を踏んで、丁寧にやっていかなきゃならない。それはやはり、住民の皆さんからは、当然、抵抗感を持たれる。そういうようなことになるかも知れませんが、そう考えているところでございます。

○議長(細川勝弥君) 19番、谷君

○19番(谷 園子君) 質問はこれで終わります。

◎延会の議決

○議長(細川勝弥君) お諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(細川勝弥君) 意義なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(細川勝弥君) 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 3時53分)